

一関地区広域行政組合議会会議録

平成29年7月31日招集
第34回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び会議宣言	8
会議録署名議員の指名（岩渕優君・岩渕善朗君）	9
会期の決定	9
発委第1号 一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	9
一般質問	10
☆ 菅 野 恒 信 君	10
1 ごみ袋の統一化の検討状況について	
(1) 統一化の検討経過は	
(2) 構成市町の検討状況は	
(3) 住民に対する説明と合意を得る取り組みを	
2 介護保険の現状と課題について	
(1) 新しい総合事業で市町に委託した事業の状況と課題は	
(2) 介護報酬の返還に対する広域行政組合の対応は	
(3) 第6期介護保険事業計画の課題と第7期をめぐる状況と検討課題は	
3 一関市及び平泉町全体で考える焼却施設建設について	
(1) 狐禅寺地区生活環境対策協議会など諸団体との懇談はオープン開催に	
(2) 焼却施設建設は一関市及び平泉町全体の問題ではないか	
(3) 地方自治と民主主義が問われている課題ではないか	
☆ 岡 田 もとみ 君	22
1 新焼却施設等の建設計画について	
(1) 現在、当局が提案している地域に仮に建設した場合、焼却施設と余熱活用施設等の事業規模、ランニングコストはどのくらいかかると見込んでいるのか	
(2) 地域活性化策としての新たな施設建設は、住民参加で検討すべきではないか	
2 介護保険の現状について	
(1) 第6期計画期間中に整備した各施設の入所状況と満床にならない理由は	
(2) 介護職員の人材確保に向けたこれまでの取り組みの効果と課題は	
☆ 菊 地 善 孝 君	34
1 最終処分場、焼却施設建設に係る住民合意時期について	
(1) 最終処分場建設の住民合意見込み時期は	
(2) 焼却施設建設の住民合意見込み時期は	
(3) 狐禅寺地区生活環境対策協議会との話し合いの状況は	
2 狐禅寺地区との覚書等に反した言動により、最終処分場、焼却施設建設が遅々として進まない責任をどう認識し、改善しようとするのかについて	
(1) 通常では考えられない覚書に対する姿勢が、失われた4年数カ月の原因と言わざるを得ない	
現状を管理者はどう認識しているのか	

(2) 約束、契約を実質反故にする姿勢を改めない限り、改善が見込めないのではないか	
☆ 那 須 茂一郎 君	48
1 住民監査請求について	
(1) 棄却の理由	
(2) 覚書と住民監査請求がなされたこととの関係	
2 ごみを焼却することの問題について	
ごみを燃やさないでごみ処理すべきではないか	
3 介護保険料のコンビニ納付について	
介護保険料をコンビニで納付できるようにする考えはないか	
認定第 1 号 平成28年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	61
認定第 2 号 平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	61
議案第 4 号 平成29年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）	73
議案第 5 号 平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	73

第 34 回 定 例 会 日 程 表

平成29年 7 月 31 日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	7 月 31 日	金	午前 10 時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 発委案審議 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
発委第 1 号	一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	7 月 31 日	原案可決
認定第 1 号	平成28年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	7 月 31 日	認 定
認定第 2 号	平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	7 月 31 日	認 定
議案第 4 号	平成29年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）	7 月 31 日	原案可決
議案第 5 号	平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	7 月 31 日	原案可決

受理した議案

- 認定第 1 号 平成28年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 4 号 平成29年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 号 平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

受理した発委案

- 発委第 1 号 一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議 事 日 程

日程第	1		会議録署名議員の指名
日程第	2		会期の決定
日程第	3	発委第 1 号	一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第	4		一般質問
日程第	5	認定第 1 号	平成28年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第	6	認定第 2 号	平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第	7	議案第 4 号	平成29年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
日程第	8	議案第 5 号	平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成29年7月31日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 平成29年7月19日
告示番号 第29号
招集日時 平成29年7月31日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	真 箆 光 幸 君	2 番	岡 田 もとみ 君	3 番	勝 浦 伸 行 君
4 番	岩 渕 優 君	5 番	菊 地 善 孝 君	6 番	槻 山 隆 君
7 番	千 葉 満 君	8 番	那 須 茂一郎 君	9 番	岩 渕 一 司 君
1 0 番	金 野 盛 志 君	1 1 番	佐々木 清 志 君	1 2 番	小野寺 道 雄 君
1 3 番	岩 渕 善 朗 君	1 4 番	橋 本 周 一 君	1 5 番	佐 藤 雅 子 君
1 6 番	菅 野 恒 信 君	1 7 番	升 沢 博 子 君	1 8 番	武 田 ユキ子 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	菅 原 広 文	議会事務局次長	橋 本 雅 郎
議会事務局議事係長	千 葉 麻 弥		

説明のため出席した者

管理者	勝 部 修 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	長 田 仁 君
広域行政組合事務局長	尾 形 秀 治 君	介護保険担当参事	鈴 木 淳 君
環境衛生担当参事	黒 川 俊 之 君	広域行政組合事務局次長 兼一関清掃センター所長	千 葉 憲 明 君
広域行政組合事務局次長 兼大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	菊 池 覚 君	介 護 保 険 課 長	山 形 雅 彦 君
介護福祉主幹	高 橋 和 夫 君	環境衛生主幹	菅 原 克 義 君
会計管理者	武 田 敏 君	監査委員	沼 倉 弘 治 君
監査委員事務局	三 浦 洋 君		

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第34回広域行政組合議会定例会

平成29年 7 月 31 日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（武田ユキ子君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、平成29年 7 月 19 日一関地区広域行政組合告示第29号をもって招集の、第34回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の御報告を申し上げます。

受理した案件は、管理者提案 4 件、討論通告書 2 件、委員会発議 1 件です。

次に、菅野恒信君ほか 3 名から一般質問の通告があり、管理者、監査委員に回付しました。

次に、金野盛志君ほか 2 名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、沼倉監査委員ほか 1 名から提出の監査報告書 4 件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付しておりますので、これにより御了承願います。

次に、議員派遣の決定をし、実施したものを議員派遣報告書としてお手元に配付しておりますので、これにより御了承願います。

議 長（武田ユキ子君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議 長（武田ユキ子君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議 長（武田ユキ子君） 次に、人事紹介について、管理者から申し出がありますので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） この機会に、副管理者を紹介申し上げます。

第60回一関市議会定例会において、御同意を賜りました副市長につきまして、4月1日に選任いたしましたので紹介申し上げます。

副管理者であり、一関市副市長の佐藤善仁であります。

（副管理者、あいさつ）

次に、4月1日付け人事異動により新たに事務局長、参事等に異動した職員を紹介いたします。事務局長、尾形秀治です。

（事務局長、あいさつ）

環境衛生担当参事、黒川俊之です。

（環境衛生担当参事、あいさつ）

介護保険課長、山形雅彦です。

（介護保険課長、あいさつ）

会計管理者兼会計課長、武田敏です。

（会計管理者兼会計課長、あいさつ）

以上で職員の紹介を終わります。

議 長（武田ユキ子君） 沼倉代表監査委員。

監査委員（沼倉弘治君） この機会に職員を紹介いたします。

監査委員事務局長の三浦洋です。

(監査委員事務局長、あいさつ)

以上で職員の紹介を終わります。

議長（武田ユキ子君） 次に、議会事務局の職員を紹介します。

事務局長の菅原広文であります。

(事務局長、あいさつ)

議事係長の千葉麻弥であります。

(議事係長、あいさつ)

以上で人事紹介を終わります。

議長（武田ユキ子君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（武田ユキ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

4 番 岩 淵 優 君

13 番 岩 淵 善 朗 君

を指名します。

議長（武田ユキ子君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議長（武田ユキ子君） 日程第3、発委第1号、一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

佐藤議会運営委員長。

議会運営委員長（佐藤雅子君） 発委第1号、一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、議会の会議、または委員会において、議論を深めることを目的に、管理者その他の関係機関が、議員の質疑、または質問に対してその趣旨等を確認するため、議長、または委員長の許可を得て反問することができるよう会議規則に規定するものであります。

別紙、一関地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてをごらん願います。

表の右側の改正後の欄で説明しますが、本会議での反問権の付与について、第66条の2を新たに規定するものであり、同様に2ページの表の一番下となりますが、委員会での反問権の付与について、第118条の2を新たに規定するものです。

1ページにお戻り願います。

66条は、文言整理による改正でございます。

2ページの一番下、欄外の附則にございますが、この規則の施行日を公布の日としてございま

す。

以上であります。

議員各位の御賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

発委第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで、本規則の公布のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時13分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

一問一答方式の場合は一問ずつの質問とし、回数の制限は設けませんが、時間は60分以内としますので、御留意願います。

菅野恒信君の質問を許します。

菅野恒信君の質問は、一問一答方式です。

16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） おはようございます。

日本共産党一関市議団の菅野恒信でございます。

質問通告に沿って御質問させていただきます。

この何日間で、当組合議会の会議が開かれるこの中で、大きなメディアによる報道がなされています。2、3日前には、核ごみ最終処分候補、国土7割適地、岩手県内内陸から沿岸適地とされ、内陸部の北上山地、高地沿いから沿岸部を中心に好ましい特性が確認できる可能性が総体的に高いと表示されました。海岸から約20キロまでの範囲は、特に輸送面でも好ましいとされたとの記事であります。

また、昨日の地元紙では、高齢者の医療・介護負担増との見出しで、介護保険料が上がるのが最終的に、これは現役も含めてであります、1,300万人に上ると報じられております。

けさ、玄関、家を出るとき、これもまた地元紙で、当広域行政組合の介護保険料の未納の問題

が大きな課題になっているという記事も出されております。

このような大きな問題、足元の問題などを、この議会が開かれる中で、報道されている中で、そのことを意識しながら、念頭に置きながら、以下質問をさせていただきます。

私は、3点について質問を通告しております。

まず、最初に、ごみ袋の統一化の検討状況について伺います。

組合では合併から10年も過ぎていることから、もう、いわゆる東磐井、西磐井地区のごみ袋の一本化が統一される時期ではないかということで検討が開始されたとお聞きしております。市議会、特に私が所属する教育民生常任委員会等では散発的にであります、話題になっております。

私は、前にこの広域行政組合議会の中で有料化については質問したことがございました。それ以降のことについて、私は地域の集まりでよくこのごみ袋の統一問題が話題に、こちらからしていると言ってもいいかもしれませんが、住民には高い関心があります。

そこで伺います。

このごみ袋統一化の検討開始は、そもそも組合の目的、あるいは何を目標にして行われようとしたのか、あるいはこの検討はどういう組織が設置され、議論が進められてきたのか、また、現在の検討状況はどこまでできているのかについてお伺いをいたします。

構成市町の一関市、平泉町では区長などを対象にしたアンケートが行われているということも耳にしております。市、あるいは町から、その結果どのようなものであったのか、報告を受けているのか、その内容についてもお尋ねをいたします。

また、組合としては、市及び町が区長などに対するアンケートを行うだけではなくて、何といっても、ごみを出す住民に対して、この問題についてどのように説明や、あるいは広報活動がなされたのかについてもお尋ねをいたします。

大きな2つ目の質問は、介護保険の現状と課題を伺います。

4月から始まった広域行政組合が一関市と平泉町に委託した新しい総合事業ですが、日常的に利用される訪問介護やデイサービスのことでありますから、また、介護保険から外される大改革とも言われた問題でもあり、大きな関心と心配が広がっております。まだ4月から3カ月ないし4カ月しかたっておりませんので、把握も難しいかもわかりませんが、今時点でどんな状況になっているのかお聞きをいたします。

さらに、一関市、あるいは平泉町において、この数カ月の間に介護報酬返還という問題が新聞で報道されています。これは、事業者のミスになっていることが原因だと思いますが、しかし、事業者のミスだけでは済まされない。続けて2回もこういう問題が起きると、利用者、住民に対する不安をかきたてるものになります。

そこで、組合は、利用者がこれに対する不安はないのか、あるいは組合はどのような再発防止策を立てているのかお尋ねをいたします。

当組合は、長期にわたって介護施設への待機者が多いとこれまで指摘されてきました。今年度は第6期介護保険事業計画最後の年であります。残すところ半年になりました。施設を中心に、当初の計画に対して現時点での達成はどうか、あるいは課題は何かということについてお尋ねするとともに、来年度から始まる次期、7期計画策定をめぐって国の動向が、先ほどマスコミの問題でも申し上げましたけれども、報道されていますが、どのようにこの問題を捉え、そして第7期に向けた当組合の準備が始まっているのかについてお答え願います。

大きな3つ目、一関市、平泉町全体で考えて焼却場建設を進めるべきではないかということに

についてお尋ねをいたします。

たしか5月24日、そして7月10日であったと思います。2回、当局は狐禅寺の環境対策協議会と懇談をしたようであります。いずれも傍聴は認められませんでした。私たち共産党議員団は傍聴を認めるようにいろいろお願いをしたのでありますが、それは結局、許可されることに至らずに傍聴することができませんでした。

この焼却場問題は、今、全市民がいつときも早く解決を願っている焼却場建設問題であり、傍聴不許可ということについては問題が多いと考えています。

この問題について、今後どここの問題、団体とであれ、いろいろ懇談する、会議が開かれる際には、基本的に特別委員会を除いてはオープンな懇談会として傍聴を認めるべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

振り返ってみますと、最初に狐禅寺地区で説明会を開催してから、あらまし4年ほど期間が経過をしています。焼却場建設問題は、よく考えてみますと、ごみをどこで焼却するか、その建物をどこにつくるのかという次元で捉えることは適切ではないと考えます。

今問われているのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などでも指摘されている問題であります。また、あちこちで地球温暖化、異常気象から発生するといわれる相次ぐ災害にも関連するものであり、そうした次元から、12万一関地区広域行政組合管内全体の住民の意識の向上、あるいは改革、そして3Rの徹底など、地域全体で深く広く考えるべき大きな課題であります。

当局は早くつくるため、あるいはコストを下げるためか、または当初のときはILCなども念頭に、狐禅寺にこだわった提案になっていると私は思っております。だから、一関市、平泉町合わせて13万人を視野に入れた説明、意見交換、協議になっていないのではないかと受けとめていますが、いかがお考えでしょうか。

以上のことから、当局が狐禅寺地区住民を長期間にわたって苦しめていることは、地方自治の原点である、自治とはみずから治めることを否定することになりかねません。地方自治は民主主義の学校である、イコール住民の意思を尊重することを否定することになりかねません。これは憲法第13条にある個人の尊重、幸福権や、25条の健康で文化的な生活を営む権利という憲法を蹂躪することになりかねません。

狐禅寺の多くの方々が不幸になりたくない、健康で文化的な生活を送りたい、この意思を尊重してあげるべきだと私は思います。

一番最初の説明会のときでしたか、狐禅寺地区の方々が、平和でこの土地で暮らしたいのだということを大きな声で述べられたことを私は今でも忘れることはありません。

管理者もごらんになっていると思いますが、ことしの5月1日の地元紙は、こうした設備を整備する際は、複数の候補地の中から必要な広さを確保できるか、アクセスの利便性、土地価格といった点を比較検討するなどして聞いて決めるのが一般的であろう、選考経過を透明化、客観化することで住民の理解を得られる、今回、この点が不足していないかと指摘しております。問題があったら謝ること、はばかりことなかれであります。急がば回れの立場で両市町、全住民との説明、相談、意見交換に移すべきではないかと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

以上でこの場からの質問といたします。御答弁よろしく願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菅野恒信議員の質問にお答えいたします。

まず、家庭用指定ごみ袋の統一について、これまで検討してきた経緯、経過についてでございますが、当組合では、平成19年にごみ処理の適正化や効率化の推進に関して、意見、または提言を求めるため、一関地区広域行政組合廃棄物処理懇話会を設置したところでございます。この懇話会において、西磐井地区と東磐井地区の指定ごみ袋の統一に向けた検討が行われ、平成20年2月にごみ処理の適正化及び効率化の推進に関する提言がまとめられております。

これを受けまして、当組合では、平成23年1月までにこの提言の内容を一関市及び平泉町の公衆衛生関連団体、女性団体、行政区長会議などにおいて説明をいたしまして、御意見をいただいております。しかしながら、平成23年3月に東日本大震災が発生したこともあり、指定ごみ袋の統一化への取り組みは一時中断していたところでございます。

その後、平成27年6月に一関市及び平泉町に対しまして、意見の集約と検討を依頼いたしまして、平成27年10月に平泉町から、平成28年7月に一関市からそれぞれ意見集約等の結果について報告されたところでございます。平成28年度末から廃棄物処理懇話会において検討いただいております。

現在の指定ごみ袋の種類は、一関清掃センター管内では1種類、大東清掃センター管内では5種類となっておりますが、構成市町の意見集約の結果は、一関市及び平泉町とも、ごみ袋は1種類とすべきとの意見が多数でございました。大きさは、一関市及び平泉町ともに大・中・小の3種類とすべきという御意見でございました。

また、指定ごみ袋に地区名や氏名を記入することについては、記名欄を設けた上で、記載の有無と内容は各地域の取り組みに任せるべきとの意見でございました。

現在、廃棄物処理懇話会において、指定ごみ袋の統一方法を検討いただいております。また、懇話会での取りまとめが終了し、提言をいただいた後、速やかに組合として実施方法を決定したいと考えております。

実施時期といたしましては、平成30年4月1日からの統一を目標に取り組んでまいりたいと考えております。また、指定ごみ袋の変更を行うに当たっては、チラシ、あるいは市の広報、町の広報、ホームページ、報道機関等を通じまして、住民への周知には万全を期してまいりたいと考えております。

次に、介護保険の現状と課題についてでございますが、まず、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業につきましては、介護予防・生活支援サービス事業、それから一般介護予防事業に区分されております。

介護予防・生活支援サービス事業については、当組合が指定する指定事業所が行う現行相当のサービス、また、生活相談員等の設置が不要で、ボランティアの従事を可能とするなどの人員基準等を緩和したサービスA、NPO法人や地域協働体、自治会など住民が主体となって行うサービスB、それから介護サービス事業所などの保健医療の専門職が行う短期集中予防のサービスC、この3つに区分されます。このうち、現行相当のサービス等の基準を緩和したサービスAにつきましては、当組合が事業所などに委託して実施をいたしまして、住民が主体となるサービスBと短期集中予防のサービスCについては、一関市及び平泉町に委託して実施しているところであります。

また、一般介護予防事業につきましては、保健センターや集会所などを会場に介護予防の普及、啓発活動などを行うものでございまして、一関市及び平泉町に委託して実施しているところであります。

それぞれの進捗状況については、介護サービス事業所などが実施する現行相当のサービス及びサービスAは、これまで居宅介護支援事業所等の代表者との意見交換会や介護サービス事業所、介護支援専門員への説明会などを実施いたしまして、基準緩和の内容や単価などについて協議を行い、円滑な事業実施に向けて取り組んでいるところであります。

現行相当のサービスにつきましては、88事業所で実施しておりまして、サービスAについては平成30年度以降の実施について検討することとしております。

また、サービスBは、高齢者を地域で支え合う体制づくりや介護予防の推進などを目的に行うものであり、地元の集会施設などへ通いながら行う通所型サービスについては、現在、一関市内中心部で活動する一関いきいき元気村や厳美町の矢びつ公民館で活動する希望の輝き、この2団体が週1回の割合で、運動器や口腔機能に効果がある体操や運動などに取り組んでおります。

通所型サービス事業については、引き続き地域のボランティア団体や自治会などに事業の実施を促してまいりたいと考えており、現時点ではおおむね円滑に進んでいるものと認識しているところでございます。

なお、保健・医療の専門職が行う短期集中予防のサービスCの通所型サービスについては、一関市内6カ所の介護サービス事業所などに委託して実施しており、その内容は、体力チェック、筋力アップ体操、お口の手入れ方法、お口の若返り体操などの運動器、口腔機能向上プログラムであります。

訪問型サービスにつきましては、一関市では平成30年度からの実施について検討することとしております。

なお、介護サービス事業所に対する指導及び介護サービス施設の整備などにつきましては、事務局長から答弁させます。

次に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設についてでございますが、まず、狐禅寺地区生活環境対策協議会幹事との協議の場における傍聴についてのお尋ねがございました。一般に、協議や懇談といわれる話し合いの場にあつては、出席者から忌憚のない御意見をいただくことが何よりも必要でございますことから、協議や懇談の内容等によっては、傍聴を制限する場合があります。

5月24日及び7月10日に開催いたしました狐禅寺地区生活環境対策協議会幹事との協議については、報道機関のみの傍聴とさせていただいたところでございますが、この協議は、平成12年12月27日に狐禅寺地区生活環境対策協議会と締結いたしました狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定、この協定に基づく話し合いの場でございまして、出席した皆様から忌憚のない御意見をいただくことが必要と考えて、報道機関のみの傍聴とさせていただいたところでございます。

なお、当日の配付資料や協議の内容につきましては、報道機関の取材、傍聴を全面的に可としてオープンにして進めているところであり、また、議会に対しましても議員全員協議会等の開催をお願いして、その場で説明するなど、その状況について報告をさせていただいてきたところでございます。

傍聴については、今後も懇談や会議の内容などを踏まえて適切に判断してまいりたいと考えております。

また、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設を狐禅寺地区に提案していることについては、これは覚書の内容を重く受けとめた上で、新たな施設の整備が狐禅寺地区の産業振興、雇用創出などの地域の活性化につながり、一関のまちづくりの中心となり得るとの強い思いから、新施設の

建設について提案をさせていただいているものでございます。

こうした中で、昨年6月に建設候補地の選定についての要望をいただき、現在は狐禅寺地区生活環境対策協議会の幹事の皆様と協議を行っているという段階でございます。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 私からは、介護サービス事業所における不適正な事務処理に関して、お答えをいたします。

まず、藤沢居宅介護支援事業所については、平成28年度に介護報酬を算定する際に報酬減算の対象となるケースを把握せず、誤った認識により通常どおり介護報酬を請求していたことから、平成29年度において介護報酬の返還処理を行うこととなったところであります。居宅介護支援事業所の指導監査は県が行っているところではありますが、当組合としては、保険者として直接事業所を訪問し、請求誤りの原因やその対応について説明を受けたところであり、今後、返還事務を行い、同様の事態が発生しないよう、再発防止対策を着実に実施するよう事業所に指導したところであります。

また、高齢者総合相談センターひらいずみにつきましては、当組合が地域包括支援センター業務を委託している平泉町社会福祉協議会から、不適切な事務処理についての調査報告書が本年5月9日に提出されたことから、当組合として現地調査により介護報酬の返還が必要と確認したところであり、不適正な事務処理の是正のため、改善報告書の提出と再発防止対策の着実な実施を求め、今後、同様の事態が発生しないよう指導したところであります。

当組合としては、本年度、社会福祉法人、医療法人及び一関市病院事業に業務を委託している5つの高齢者総合相談センターと、当組合が所管する小規模特別養護老人ホームや認知症対応型グループホームなどの地域密着型サービス事業所21事業所に対し実地指導を行い、事業所の適正な運営について指導、助言を行うこととしております。

今後も、住民の皆様が安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービス事業所の適正な事務処理に向けた研修の充実や事務指導を徹底してまいります。

次に、第6期介護保険事業計画についてであります。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、特別養護老人ホームへの入所待機者や認知症高齢者に対応するための施設整備を進めてきたところであります。

具体的には、平成27年度から平成29年度までの計画期間において整備を計画している施設、居住系サービスの定員は322人であり、平成27年度から平成28年度にかけて、小規模特別養護老人ホーム4事業所116人分、認知症対応型グループホーム4事業所54人分、合計8事業所170人分の整備を決定したところであり、このことにより、平成28年度における在宅で早期に入所が必要とされる153人の待機者の解消が図られる見込みであります。

また、在宅サービス分として、通い、訪問、泊まりなどを組み合わせたサービスが受けられる小規模多機能型居宅介護として1事業所、登録定員24人分、通い、訪問、泊まりに看護を組み合わせたサービスが受けられる看護小規模多機能型居宅介護として1事業所、登録定員29人分、24時間対応の訪問介護、訪問看護のサービスが受けられる定期巡回・随時対応型訪問介護看護として1事業所の整備を決定したところであります。

また、第7期の計画策定については、自治体が策定する第7期介護保険事業計画のガイドラインとなる基本方針の案が国から示されたところでありますが、これによりますと、高齢者虐待の防止、介護離職者ゼロの実現に向けたサービス基盤の整備や都道府県が策定する医療計画との整

合性の確保など、第7期計画の策定ポイントとされたところです。

当組合では、第7期計画の策定に当たって、まずは65歳以上の高齢者5,000人を対象とした日常生活圏域ニーズ調査、介護支援専門員を対象とした介護保険サービス料等調査、介護サービス事業所を対象とした施設整備希望調査を実施しているところであります。

今後の策定スケジュールにつきましては、第6期計画の給付費、要介護認定者数、介護予防実績の検証を行いながら、サービス見込み量推計や介護保険料の算定等を行い、平成30年2月に介護保険運営協議会に計画案を諮問し、3月に決定することとしております。

議 長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） ありがとうございます。

それでは、再質問を行います。

管理者から答弁がありましたごみ袋の統一問題であります。懇話会という組織でいろいろ検討されて、近くそれがまとめられるということのようであります。まとめられる時期については、もし、わかるのであれば、いつごろの予定なのかについてお尋ねをいたします。

議 長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 懇話会における提言がまとまる時期ということでございますが、6月に懇話会の会議を開催いたしまして、ただいま提言をまとめる作業を行っているというところでございます。

議 長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 管理者の答弁で、このごみ袋の統一問題については平成30年度、つまり来年度からということになりますね。あまり期間がないと思います。

そこで、先ほどお尋ねした懇話会がいつごろ結論が出されて、それを住民に周知、徹底という問題が出てくるのだと思います。その関係で、当局としては、遅くてもいつごろまでには懇話会のまとめが出される見込みなのかということについてお答えいただければと思います。

議 長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいま懇話会の提言をまとめてございますので、8月中にはまとめて提案できるものというように考えてございます。

議 長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 広域行政組合の業務も大変忙しい状況だと思いますが、ぜひ早めにそれがまとめられ、時期が早いというだけではうまくないのですが、住民の要望なり意思が反映されるような、そういうことに、懇話会の答申が出されて、さらに管理者が最終方針を固める前に、やはりその答申のまとめというものが住民に知らされたり、そして、ごく少数の区長からのアンケート結果だとかというものになっているようにもお聞きいたしましたので、広い団体、あるいは住民の方から意見を聞く、そういうことを踏まえて、最終的に管理者が決定すべきものと私は考えますが、そのようなプロセスで今後進められていくということを理解してよろしいでしょうか。

議 長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） この案件につきましては、これまで長期間にわたりまして、一関市、平泉町の各公衆衛生組合、区長さん方、それから女性団体の皆さん方と広く御意見をちょうだいしているというところでございますので、この結果については懇話会のほうでまとめた後、管理者のほうで決定をさせていただくという流れになります。

議 長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） ごみ袋の統一化の問題とちょっと違いますけれども、先ほど壇上からも、私、前に質問したことがあるということで、いわゆる有料化の問題についてであります。今度の懇話会で議論されている中身、あるいはアンケートなどの項目の中に、有料化の問題だとか住民負担の問題とかというものは設けられているのでしょうか。あるいは、それらが検討されているのかどうか、懇話会ですね、それについてお答え願います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 懇話会の内容でございますが、ごみ指定袋の有料化についても議題に上っております。その際、当組合では、指定ごみ袋の有料化はしていないというようなことでお答えをしております。これについては、県内他市で何カ所か、何市町が行っている事例がございますけれども、当組合においては製造業者に袋の製造承認をしているのみということで、売価等についてもメーカーが自由に決めることができるということで回答しております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） ごみ袋の統一、あるいは料金の問題については、以上といたします。
2つ目の介護保険問題についてお尋ねをいたします。

答弁によりますと、今、広域行政組合の中で急いで入所が必要と思われるというのは、かねてから150人前後が必要なのだと、急いで入所が必要だということ、自宅などで待機をしている方ということで、先ほどの答弁でおおむね解消されるということが御紹介をされました。この解消されるというのは、いつ時点でのことを言っているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 特別養護老人ホーム等の待機者の調査につきましては、毎年度4月の段階で、各事業所等に御案内をいたしまして調査をしているというところでございます。

いつ解消になるかということでございますが、入所待機者につきましては、毎年度の調査において待機者数が出てまいります。ですので、ここでお話しした内容については数字上と、あくまでも数字の上での待機者の解消が図られるということになります。

今年度も4月段階で調査を行っておりまして、ことしの10月にはその結果が出るということでございますので、また新たな待機者が何人という形で出てまいります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） そうですね、施設の入所希望というのは、いつ出さなければいけないということがないですから、常に出てくるという可能性がありますので、はっきり、いつ解消されると、100%解消されるということは、これはなかなかできないということとはよくわかります。

そこで、ほぼ解消されるということですが、私のほうで資料をいただいたのを見ますと、第6期介護保険事業計画の中で、整備すべき目標として立てた中で広域型サービスの問題があります。ここは、計画の段階では2つの事業所、70床を計画としたけれども、決定の段階ではこれはなしというようになっておりますが、ということは、ベッドでは70ベッドですね、これらの分については解消するために必要として計画を立てたものだと思いますけれども、これが今、未達成ということになりますと、この部分はどちらの施設にふやしたいということで解消されるということの見込みになるのですか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 広域型の介護保険事業所につきましては、まずは当組合のほうで計画の中に入れると、計画に入れるということでございます。認可につきましては、これは県のほうの事

業ということになりますので、当組合につきましては、地域密着型の特別養護老人ホームであれば29床分の認定を行うということになってございます。今回、達成できなかった分については、次年度以降の第7期計画の中で計画をしていくということになります。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 広域型については県の認可ということであるので、それはそのとおりだと思います。しかし、実際につくられて、そこに入所するのは、多くは地元の方々ですので、県の問題であれ何であれ、それが開所決定なり、あるいは工事に入っていないという状況を見ると心配な面があるのですけれども、これらの事情はどういう事情によって認可されていないのか、要するに手を挙げるところがないのか、あるいは何か県のほうの都合でそれをとどめているのかということについて、もしわかればお願いします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） これらの認可については、詳しくは承知してございません。ただ、地域密着型サービスでも言えることでありまして、介護人材が不足していると、なおさら床数が大きいものでございますので、それに対する職員の数が必要となるというようなことも理由ではないかというように考えております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） いろいろ頑張って、ほぼ待機者を解消するところまで努力されていることについては私も敬意を表したいと思います。

最後に、この問題について言えば、これは第7次介護保険事業計画が策定をされるわけですが、第何期であっても、いつのときであっても、基本的に特養などの施設に入所待機者をつくらないということで、住民、あるいは利用者、介護者のニーズに応じていくという、そういう基本姿勢でいるということについては、いつになろうが、第何期になろうが変わらない姿勢でいくということで確認してよろしいでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 計画に載せてございますので、そのような気持ちで取り組んでいるところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） それでは、狐禅寺の焼却場建設問題についてであります。

先ほど、地元紙の記事を紹介をいたしました。やはり一関市は、もう少しこの点が不足していたのではないかと指摘を私は紹介をいたしました。

さらに、実は一関市の市議会の教育民生常任委員会で、5月の先進地視察ということで行ってまいりました。その際、訪問したのは、この焼却場関係の視察ということでしたが、愛知県の江南市というところでありました。

そこで私は、たまたま出た方にお尋ねをしたのですが、そこも焼却場建設が築後三十何年かたって老朽化が激しいということで、移転を計画していると。ところが、二転三転したということでした。現在あるところにそのままつくれば一番コスト面でも何から言ってもいいのだけれども、なぜ二転三転して移転というようになったのですかということをお尋ねいたしました。そうしましたところ、やはりそれは、今ある焼却場のところについては、ここに再びつくられては困るという住民の意思を尊重して移転を計画しているということでありました。

短い時間でのやりとりでしたので、ちょっと理解が足りないことがあったので、2、3日前に、

その江南市の共産党の市議員さんが3名いらっしゃるの、そこの方に電話をしてお尋ねをいたしました。そこに至るまでの経過をお聞きしましたところ、江南市の方が説明したことに基本的に間違いなかったのですが、二転三転をしたというところには、まずその広域行政組合ですけれども、その構成市町は4市町でした。そこに自分の市、自分の町で焼却場をつくりたいかどうかということの推薦といいますか、立候補という、まずそこから始まったということで、初めから江南市がどこにということで始まったわけではなかったと。そういうことで、多少時間もかかったけれども、基本的にどこも手を挙げることがなかったので、江南市が引き受けることにしたということで、大分時間はかかったようですけれども、結果的に江南市に今度新しい焼却場をつくるわけですが、ごく最近、ほとんどの土地所有者との売買について合意に達して、スムーズにいきそうな状況であるということを確認いたしました。

江南市の一つの例だけではなくて、先日お邪魔した北上にある岩手中部広域行政組合ですか、あそここのときもそうだったのですけれども、やはり花巻、北上、あるいは遠野などですね、西和賀も含めて、どこにつくりたいかという、その構成市が手を挙げると、推薦、立候補するということをまず手順としてやっているということなどの例を見ても、やはり一関が初めから狐禅寺ありきというこのやり方にボタンのかけ違いがあって、時間が多く費やされ、そして問題のこじれがさらに広がっているという状況ではないのかというように思うのです。こういう指摘については、これは地元新聞の指摘もそうですけれども、どのように受けとめられますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいまは、組合、あるいは市が進める新しい施設の建設についての提案、地元に対する提案、これは議員が今、例に引用いたしました愛知県の例であるとか、あるいは県内の北上の例とかと若干違うわけでございます。と申しますのは、私どもが狐禅寺地区に提案いたしましたのは、あくまでも協定書の中にある条項に基づきまして、まず提案をさせていただいたということでございます。そして、それについて、反対の意見もございます。一方で賛成の意見もございました。御理解をいただくように丁寧に説明をしてきたということでございまして、その最初のボタンのかけ違いというように私は受けとめておりません、認識しておりません。あくまでも狐禅寺地区の地域振興、発展のためにこちらから提案をさせていただいて、その提案に対してのいろいろな御意見をいただいていたわけでございますから、それを丁寧に御理解いただけるように説明をしてきているという段階でございます。ですから、愛知県の例、あるいは北上の例とは若干、ここに至る経緯が違うのかなというように思います。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 若干、私の考えと管理者の考えとの違いがあるのかもしれませんが。

そこで、私は、壇上でもちょっと申し上げましたけれども、その場所の問題でのボタンのかけ違いという以前に、そもそも環境とは何かとか、あるいはごみ焼却場建設というのはどういう意味を持っているのかという意味で、今、世界的にも国内全体でも、単なるごみの焼却、どこにつくるかという次元の問題ではなくて、今このように異常気象であれ災害であれ起きているその根底には何があるのかということが問われている。産業廃棄物の問題もあれば、さまざまな問題もあるかもしれません。そういう次元から考えるということと、さらに仮にです、百歩譲って、狐禅寺にお願いをしているのだというその問題があったにしても、12万人、13万人の管内の住民全てがこの焼却場、どこであれですよ、狐禅寺であれどこであれ、焼却するものを出す問題であります。

何人かの方に、市民の方、住民の方に聞きますと、結局、あれは狐禅寺の問題だということになって、あるいは振興策も狐禅寺の振興策の問題だということで、オール一関、あるいはオール広域行政組合という範囲でものを考えるというのがないというのですね。私もそんな感じがするのですよ。ということは、一番大事なことは、どうやって減量を進めるのかとか、仮にこの問題が長時間かかったとして、今の施設を長寿命化していかなければならない。そのときには減量であるとか、あるいは分別というものが全住民の人たちの毎日、町の大きなテーマになるべきなのです。その議論が、あれは狐禅寺の問題だということになっているために、全広域行政組合管内の住民の問題になっていないということが、私はこの問題を考えるときの大きな問題になっているのではないかと思います、そこら辺のお考えはありませんか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私は、これまでこの問題は、狐禅寺だけにかかわる特有の問題であるというようなことは一度も申したことはございません。あくまでも、一関市全体の中での政策的な視点も含めての判断で狐禅寺地区に提案を申し上げたというのが最初でございます。ですから、そのところは変わっておりませんので、全市的な視点で捉えているというように私は認識しておりますし、その考えに基づいて今現在も進めているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 私は、全住民で考えようと、あるいはもう一つ、現実的な話をすれば、今、狐禅寺に建設をしたいということで、もう3年間なり何年間ですね、いろいろ議論をされてきました。その2つの問題を考えたときに、一つは狐禅寺地区の問題だと、狐禅寺地区の問題と管理者が言っているわけではありません。狐禅寺地区で今、議論をされている中でも、狐禅寺地区の一役員としての懇談が最近が続いていますよね。最初の説明会は民区ごとに住民の人たちが参加をして説明をし、御意見もいただいたという経緯があります。しかし、その後については、今は専ら、全てと言っていいか、狐禅寺地区環境対策協議会の役員の方々との懇談というように入っているかと思うのです。そういう意味では、この狐禅寺地区ということ考えたときでも、なぜ狐禅寺、全住民がこの問題に、一堂に会して、賛成も反対も含めて自由闊達な意見交換の場を設けるようなことを考えないのか、今後はそういうところも視野に入れて進めるべきではないかと私は思います、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 現在は協議会の幹事の方々といろいろ意見交換をさせていただいて、協議をさせていただいているところでございますが、協定書等によります、規定によりまして、狐禅寺地区の現在の施設について、変更とか増設とか、そういうようなことをする場合は事前に協議をすることという項目がございます。その規定に基づいて、まずは一番先にどこで話し合いをしなければだめかという、私はその協議会の役員の方々、幹事の方々である、そこが窓口、これまでもずっとそうやってきたわけです。ですから、その幹事の方々との協議をさせていただいているということでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 幹事の方々と懇談をしてきたという経緯については、それなりに理解できないものではありません。しかし、もう何回か幹事の方々とは詰めてきているわけですね。また、会長などが不在という状況の中で、幹事の方と繰り返しているだけで、そこで物事が決められるというものでもないのだと思うのです。やはり幹事なり、その各民区から代表として来ている

方々は、最終的には自分が所属する民区の方々と相談し、その方々の意見を聞いて、それを対策協議会のほうに反映させるという、そういう進め方をするものだと思うのですよね。そうすると、もう幹事の方々との懇談はしてきた、十分というわけではありませんが、やってきていると。全住民の方々と話をするという状況に今、立ち入っているのではないかというように思いますが、今後そういう進め方を検討する時期ではないかということについていかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私が今まで申し上げましたのは、現時点においてはこういう状況にあるということをお話ししたものでありまして、今、協議をさせていただいている協議がある程度進んで御理解をいただけるようになれば、また状況が変わってまいります。いずれ、その幹事の方々というのは協議会の役員ではございますけれども、そこで全てが決まるということにもなっていないようでございます。そのあたりは、やはりこれからの、問題はまた今までとは違う展開になっていくだろうというように思っております。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） 先ほど私は、全住民を対象にした懇談なり説明の場をというように言いました。今、狐禅寺地区の住民の方々と全体の意見交換の場をという話をいたしました。もう一つの全住民というのは、焼却場の問題であれ、地域振興の問題であれ、また、これらに係る経費、財政の問題であれ、百数十億円といわれるような大規模なものであります。こういった問題に鑑みたときに、ごみの焼却場という観点だけではなくて、やはり13万人、一関市、平泉町の住民の方々が振興策も含めて、これは先ほど管理者が言うように、狐禅寺だけの振興策の問題ではありませんと言っているわけです。であれば、これは全住民に、それこそ親切丁寧に一刻も早く説明をし、この振興策を狐禅寺の人たちの意見を聞くだけではなくて、13万人の人たちの意見を聞くということもこれは当然、自治体にとっては、広域行政組合にとっては大きな問題ではないかというように思いますが、それはいかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 何も、私は全住民の意見を聞くことをおろそかにするつもりはございません。ただ、今現在の時点ではその協議会の幹事の方々と協議がまだ2回終わったばかりでございます。さらに、ここのところはまだまだ質問に対するこちらからの回答が、もう少し具体的にという要望もございますので、そのあたりを説明をして御理解をいただくように最大限の努力をして、そして、次の段階に進んでいくということでございます。ですから、現時点において、ここで一気に組合の所管する地域、全ての住民の方々を対象にということところは、その段階まではまだいないということでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） この問題は、相当時間も経過をしております。3年あるいは4年という長きにわたっております。

私は、これは去年の7月の地元の新聞の古いものですが、持ってきております。要するに、管理者なり市長の判断の時期の問題であります。去年の7月27日のこの地元紙は、市長は秋以降に判断ということで、これは副題としては、住民提案の建設候補地、つまり狐禅寺の方々の8名でしたか、地権者の方々が、私たちの土地を提供しますという、その前後のことだと思います。そのときには秋以降に判断というようになっていましたね。多分、平成28年度中には判断をするということを何回か答弁されていたと私は記憶しているのですね。そういう意味で、3年も4年も

たっているということと、市長がたびたび、いつまでに判断をするということをお示ししているという意味で、もう本当にいつ判断するのだろうか、ずるずる、ずるずると懇談、懇談でいくということでは、やはり狐禅寺の住民の方々も夜も眠れないというような日が続くだけではなくて、12万人、13万人の住民の方々がどうなるのだろうかということで心配だということは間違いなことだと思います。

そこで、管理者は今のこの状況のもとで、大変苦しい判断を私はお尋ねするのもわかりませんが、いつごろには最終的なその提案をやる、あるいはあきらめる、他の候補地を探すということも含めて、最終判断はいつごろだとお考えでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 先ほどまで申し上げましたとおり、現在、協議会の幹事の方々と協議を続けているわけですが、この協議というのは協定に基づく協議でございますので、しっかりと理解をいただくように最大限の努力をするということがまず一つ。そして、いずれ先延ばしするつもりはございません。私も現在の施設が長年、30年以上も稼働しているということもわかっています。そういうことを考えますと、本当に真剣に考えていかなければならないということも重々自覚しております。ですから、いつだと言われれば、なるべく早くとしか今申し上げることができません。ただ、今現在、協議をしている中で精いっぱいの説明責任を果たし、そして御理解をいただくよう最大限の努力をして、早い段階で決断をするというように現在は答えさせていただきます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） これが最後の質問になります。

私たち議員もそうですが、市長、管理者の任期も間もなく、あと2カ月余りで切れるわけです。したがって、今の管理者の任期内にこの焼却場問題についての判断の結論を出すように努力をするという考えはございませんでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 任期中に結論を出すという努力は、毎日そのようなつもりで公務と向き合っております。任期のあるということも重々承知しております。その任期の期間の間に最大限の努力をするということでございます。

議長（武田ユキ子君） 16番、菅野恒信君。

16 番（菅野恒信君） ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（武田ユキ子君） 菅野恒信君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

2 番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみでございます。

通告に従って質問を行います。

初めに、新焼却施設等の建設計画についてお聞きします。

日本共産党一関市議団は、7月14日、岩手中部広域行政組合を視察いたしました。岩手中部広域行政組合は、平成27年に既に新焼却施設が完成し稼働しているところです。同組合では、高効率エネルギー回収に必要な設備を備えた焼却処理施設とし、地域振興策については、余熱活用施

設は選択せず、住民の理解を得る努力を重ね、スポーツを核とした健康増進施設、屋内人工芝運動場を建設する基本計画が策定されています。こうした施設整備計画となったのは、発電タイプの焼却施設は交付金が2分の1と高いこと、地域振興策については、余熱活用施設は補助金がないことや維持管理がかかるなど、将来のランニングコスト等を慎重に検討し、現在の健康増進施設となりました。

しかし、一関地区広域行政組合が進めている現状は、地元の提案から4年たっても建設のめどが立っていないこと、住民の根強い反対があっても狐禅寺地区に固執していることなど、同時に地域振興策についても将来の財政負担の検討もなく、地域活性化のたたき台を示して検討が始まったばかりです。このような対応では、計画そのものは行き詰まるばかりではないでしょうか。このような対応では、計画そのものが行き詰まるということです。

地域振興策については、新しい施設を建設する地域の要望に応えるものも必要ですが、将来的な財政負担や他の施設との競合等を考え、市民全体の理解が得られるものでなければなりません。

一関市の財政状況は、自主財源が低下するなど決して豊かなものではなく、今、公共施設等の統廃合計画などが検討されているところです。新たな公共的な施設整備が必要なのかをよく検討し、慎重な対応が必要ではないでしょうか。

そこで、2点についてお聞きします。

1点目は、現在、当局が提案している地域に仮に建設した場合、焼却施設と余熱活用施設の事業規模、ランニングコストはどのくらいかかると見込んでいるのかお聞きします。

2点目は、地域活性化策としての新たな施設建設は、住民参加で検討すべきと思いますが、どのようなお考えかお聞きします。

7月24日の全員協議会で示された地域活性化方策、たたき台とするものは、健康づくり、余暇施設、子育て、介護、障がい者の福祉就労施設、学習施設、産業振興などを示し、これはあくまでたたき台であり、全てを建設するものではないとしています。こうした公共的な施設の建設は、先ほども言いましたが、他の公共施設と現実としても競合するものであり、ランニングコストなど将来的な負担も住民が背負わなければなりません。地元の意見も尊重しつつ、市民全体の理解が求められるものです。

岩手中部広域行政組合では、市民の理解が得られるよう、地元の意見や組合の意見も示し、第三者機関の地域振興策外部評価委員会、地域振興施設検討部会を設置して取り組まれてきました。当組合は、今後どのようなプロセスを経て進めようとしているのかお伺いいたします。

次に、介護保険の現状についてお聞きします。

一関地区広域行政組合管内の特別養護老人ホームの待機者は、平成28年4月1日現在で212人です。先ほど、菅野議員の答弁の中では、早期に入所が必要な153人については解消の見込みだという答弁もございましたが、介護現場の方からは、入所要件が原則介護度3以上とされたものの、引き続き待機者の大幅な減少とはなっていないと聞いているところです。

介護保険料を払っても必要なサービスが受けられない問題を抱え、同時に施設整備をしても介護職員が確保されず、待機者を入所させることができない施設も出ていると聞いています。多額の借金をして施設整備をしても、介護職員不足で満床まで受けられないことは、施設の経営にとっても深刻なことです。

そこで、1点目は、第6期計画の期間中に整備した各施設の入所状況はどうなっているのかお伺いします。待機者がいるにもかかわらず、なぜ満床にならないのか、その理由についてどう捉

えているのかお聞きします。

2 点目は、介護職員の人材確保についてです。

介護現場の人材不足は深刻です。施設をつくっても待機者を受けられない、介護現場での負担も重くなり、離職率、必要なサービスが提供できず、事業所経営にも影響が出ています。介護人材確保に向けて、一関市及び平泉町でも奨学金制度、研修費への支援など、介護人材確保に向けた事業が展開されています。これまでの取り組みをどう評価し、実績並びに課題をどう捉えているのでしょうか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

まず、新焼却施設等の建設計画についてであります。計画しているエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の規模につきましては、焼却量は日量で105トンと想定してございまして、ランニングコストについては、年間で4億4,000万円ほどを見込んでいるところでございます。これらの詳細につきましては、本年3月に策定いたしました廃棄物処理基本構想に記載しているところでございます。

なお、余熱活用施設につきましては、他の自治体の例などを参考に施設例の一覧を作成し、狐禅寺地区生活環境対策協議会の幹事の皆様に検討資料として提示をさせていただいたところでございまして、協議の中で出された意見を踏まえて、余熱活用施設を検討していく考えてございます。

現時点においては、施設の建設費用やランニングコストは試算していないところでございますが、当然、財政的な裏づけをもってこれを計画しているということになります。

余熱活用施設などによる地域振興策につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設に御理解をいただくために必要な事項でございますことから、狐禅寺地区生活環境対策協議会との協議をさせていただいているという段階でございます。

次に、介護職員の確保に向けた取り組みについてであります。一関市では介護人材の確保と定着を図ることを目的に、まず介護職員研修奨励金事業として介護職員初任者研修、または実務者研修を修了した方で市内の介護サービス事業所に勤務している方を対象に、研修の受講料の2分の1の額で奨励金を交付しているほか、2つ目として、介護人材確保奨学金補助事業として、奨学金の貸与を受けて介護福祉士などの資格を取得して市内の介護事業所に就職した方を対象に、奨学金の返還額の一部を補助しているという制度でございます。さらには、3つ目として、医療介護従事者修学資金貸付事業というものがございまして、介護福祉士などの資格の取得を目指す学生に対して、市内の医療介護施設に一定期間勤務した場合に返還を免除する修学資金の貸し付けを行っているところでございます。

また、介護職の魅力発信や介護現場の職場環境の改善を図ることを目的に、パンフレットの作成や研修会の開催などに取り組んでおります。

平泉町におきましては、平成28年度から一関市と同様の介護職員初任者研修奨励金事業に取り組んでおります。

本事業の平成28年度の実績についてでございますが、平泉町にあってはその実績がございませ

るので、一関市のみの実績の数値となりますが、介護職員研修奨励金事業では、介護職員初任者研修が10人、実務者研修に46人、この方々に奨励金を交付いたしました。それから、介護人材確保奨学金補助事業では介護福祉士など9人に補助金を交付しました。また、医療介護従事者修学資金貸付事業では、看護師に4人、准看護師4人に修学資金を貸し付けており、新たな介護職員の確保や介護資格取得の支援などにつながっているものと考えております。

また、平成28年10月に一関市主催の介護人材確保・育成に関する意見交換会において、市内の介護サービス事業所を運営している法人の管理者などから職員の状況などをお聞きしたわけですが、その中で、介護職員を常時募集しているけれども応募がなかなかない、それから中途離職があると職員の補充、あるいは資格者の確保が困難である、また、職員数に余裕がなく、利用者の受け入れを調整しているといった声が寄せられたところでございまして、人材の確保、育成、定着が課題と捉えているところでございます。

なお、介護サービス施設の入所状況については、事務局長から答弁させます。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 私からは、介護保険の現状についてお答えをいたします。

まず、第6期介護保険事業計画期間中に整備し、既に事業を開始した居住系サービス施設については、小規模特別養護老人ホームが2施設、認知症対応型グループホームが2施設となっております。

これらの施設の入所状況は、本年7月1日現在、定員に対して満床となっている施設が3施設、定員に満たない施設が1施設あり、定員に対して約9割の入所となっております。

なお、定員に満たない理由については、職員体制が整わないことが要因であると施設から伺っているところです。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） それでは、新焼却施設等についてからお伺いいたします。

焼却施設については、生ごみのリサイクルや事業系の減量などに取り組み、施設規模をもっとコンパクトにすべきだと思いますが、そのほうが市民の負担も建設費も軽く済みます。

施設規模、先ほど日量105トンと言っておりましたが、廃棄物処理基本構想で実際は施設規模96トン、それ以外に災害等の名目で10%ほど上乘せして105トンとするという計画になっていますが、その施設規模96トン、日量ですね、それについての根拠は何かお伺いいたします。

議長（武田ユキ子君） 千葉事務局次長。

事務局次長（千葉憲明君） 組合では、平成25年度でございましたけれども、廃棄物処理基本計画というものを設定してございます。その内容については、当時、議会等でも説明を申し上げた経緯もございます。そういったこれからの人口の減少、それから資源化、それから1人当たりのごみの排出量の推移、そういったものを勘案いたしまして、今回の構想の中で数字を示してございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 今、御紹介いただいた廃棄物処理基本構想によりますと、ごみの排出量の見込み量ですね、人口の減少にも伴って年々減少していくという表となっております。にもかかわらず、一方、エネルギー回収型廃棄物処理施設の新しい焼却施設の規模については、平成35年に処理量がなぜか最大となるという見込みになっていますが、基本構想のごみ排出量の見込みは年々減少していくということについて整合性がとれていないと思われませんが、これはなぜなので

しょうか。

議長（武田ユキ子君） 千葉事務局次長。

事務局次長（千葉憲明君） 予測の最大値ということで示してございますけれども、人口の減少が即ごみの全体的な量が減るかというとは決してそうでもない。資源化率ですとか、そういったものにもかかってまいりますことから、構想で示した数値として、これから平成35年というものについて最低になる、それから現象的なことは当然出てまいりますけれども、これから計画した形で考えるとすれば、その稼働というものを目指して考えれば、当然、一番稼働の期間で多い時期をもって計画するという前提でございますので、そのような形になるかというように思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） いや、人口の減少が直接ごみの排出量の減少と比例しないというような今、答弁だったのですが、廃棄物処理基本構想の中で燃やすごみ自体が年々減少していったって、平成35年、表では平成36年になっていきますが、そのところが最大になっているわけではないのですね、減少しているのです。なぜ、それなのに平成35年度の処理量が最大となる見込みと、エネルギー回収型廃棄物処理施設のほうではね、そう言っているのかの整合性を今、聞いているのですが。

議長（武田ユキ子君） 千葉事務局次長。

事務局次長（千葉憲明君） 基本構想の中では、新しい施設の稼働期間というような前提で申し上げておりますので、当然始まる一番最初が人口的にも多いということから、その時点で見るのが妥当だということからこのような設定をしております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今の答弁ではちょっと理解に苦しむのですが、余熱活用施設はその機能を維持するために焼却量を確保しなければならない施設なのですね。住民に説明した表にもありますように、いろいろなパターン、3つのパターンが取り上げられていて、温水施設などは余熱、この今提起している105トンではエネルギーが不足するというような説明もいただいています。ごみの減量リサイクルに逆行することにはならないのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） この廃棄物処理基本構想であります、昨年度、平成28年度に策定をいたしました。その中では、平成29年度にもうその適地が決まっていると、環境影響評価も始めた、要するに、平成29年度からその策定に向けた作業が全てスタートすると、そうした場合に6年というような建設までの期間が必要であります。つまり、平成29年度から平成34年度までがその建設のための期間でございます、平成35年度から稼働開始というような設定での基本構想の策定でございます。したがって、人口が減っていきますと、分別は進んでいきますので、当然処理量は減っていくのでありますけれども、スタートが平成35年度という想定でございましたので、平成35年度が一番の処理量を見込んだというような数字の出し方があります。したがって、これから先、建設計画が具体化していくに従いまして、これはあくまでも基本構想でございますけれども、さらにそういった数値については精査をした上で状況や規模を決定していくこととなります。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 平成35年が今の稼働開始ということで計画しているということですが、あと6年後ということになります。この6年後に向けて大幅な減量計画に取り組むべきではないかと思いますが、この点についてはいかがですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） この基本構想の中でも示してございますが、分別でありますとか、減量化でありますとか、そういったことはあくまでも必須な項目として掲げてございます。また、それは構成市町でございます一関市におきましても、平泉町におきましても、同様な認識でいるわけでございます。したがって、そういった減量でありますとか分別でありますとか、そういった取り組みもなされたものと、あるいはそれはこれまでの実績を踏まえてこういった減量が合うであろうと、そういったようなものも含んでございます。そういったものから、平成35年度におけるスタート時点での最大量を見込んだ規模とした105トンとしたものでございます。したがって、現実にこれから計画が具体化していくその段階でこの数字についても再度精査するものであります。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） 具体的な計画は構成市町とも連携してやっていかなければならないのだとは思いますが、今、問題になっているのは、事業系ごみを把握することだということが全国的にも課題にされているようです。その事業系ごみを受け入れる側のチェックが働くか働かないかで、大分ごみの減量化が大きく削減されるかされないかということになっているようですが、この点についての取り組みについて、どのような考えを持っているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 千葉事務局次長。

事務局次長（千葉憲明君） 事業系のごみの受け入れのチェックというようなことでございますけれども、まず従前の受け入れの仕方というようなことを申し上げたいと思います。

事業系のごみについては、当然、事業所が排出するということで、そのごみの性状なり何なりについても受付の時点で把握できるわけございまして、また、量からしても、あるいは定期的に搬入するというような、そういった傾向もございます。

そういった中で、私どもで今進めているのは、なるべく事業系の廃棄物というものに関して見ても、資源への誘導なり何なりというものについて方策を講じてまいりたいと思っておりますので、チェックももちろんそうですけれども、これは直接搬入される廃棄物でございますので、そういった資源への誘導化というものは私どもでもこれからの課題であろうと考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2 番（岡田もとみ君） やはり、資源化をせずに焼却施設に持ち込んだほうが事業所としてもコスト的に有利だということになって、なかなか資源化が進まないと、ごみとして焼却されてしまうという現状も少なくないようなのです。

それで、事業系ごみを減量していくためには、実態調査がまず必要だということですが、自治体としての独自の取り組み、広域行政組合としての構成市町との連携した、そういった事業系のごみの実態調査をしていく考えはないのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 千葉事務局次長。

事務局次長（千葉憲明君） まず、実態調査というお話でございましたけれども、私どもでごみ処理を承る立場でございます。そういった中で、受け入れしている廃棄物の性状、あるいは量、事業別による傾向、そういったものについては、私どもである程度の傾向はつかんでいるという

内容でございます。

今までそういった実態調査、構成市町等含めて一緒になって行ったことがあるかということについては、一緒になってというような形ではございません。ただ、受け入れという意味での私どもの数字的なつかみ方はしているという内容でございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、そういった内容も今御紹介できれば御紹介していただきたいと思うのですが、国としても事業系ごみの減量促進に力を入れている、入れ始めているということです。

昨年の1月に環境省は基本方針を改正して、リサイクルよりもまず優先的に取り組む優先度の高い2R、リデュースの発生抑制とリユースの再利用、そこに力を入れるべきだということになっています。実際、事業系のごみを把握しなければ、自治体、その地域によって事業者の実態を正確に調査して把握しなければ、その自治体独自の取り組みが、対応ができないということなので、このことについて御紹介いただきたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 千葉事務局次長。

事務局次長（千葉憲明君） 事業系廃棄物というものについては、私どもでは主に一般廃棄物を扱うという施設でございまして、そういったものの中にあわせて産業廃棄物というものも一部出てくるというような、そういった施設でもございました、従前の受け入れの状態は。その中で、今、これから進めていこうとしているのは、なるべく、本来は産業廃棄物というものに区分されるものについては、そういった区分の中で施設が充実してまいりましたので処理していただく。私どもでは、できるだけそういった部分の受け入れは御遠慮願うといえますか、制限するというような方向になるということになろうかと思っております。

それから一番、今、議員にも紹介いただいたように、発生抑制、これは事業系にかかわらず、家庭系も同じですが、そういったことについては、構成市町とともに、どのような方策がいいのか、連携しながら進めてまいりたいと考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 産業廃棄物の話も出ておりましたが、廃棄物処理基本構想の中に、平成30年4月1日から水銀の排出基準が設定されるということが記載されていますが、これは一般廃棄物についても、そして産業廃棄物についても、排ガス基準値というのは今まではなかったということなのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 千葉事務局次長。

事務局次長（千葉憲明君） 私どもで取り扱っております一般廃棄物の焼却施設というものに限定して申し上げますけれども、今までそういった規制値というものはございませんでした。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） これまで環境問題についても国の基準に基づいてやっているのだから安全だというような答弁もされてきたわけですが、現在、当組合で、そして日本ということにはなるのだと思いますが、焼却炉の排ガス規制ですね、水銀汚染については、今御紹介したように一般廃棄物、そして産業廃棄物ともに焼却炉に対してはそういった規制がありませんでした。そのため、焼却炉の水銀汚染濃度の測定というのは、ほとんどの自治体でも当市でも行われてきていません。それがどういうことかということ、やはり国際的な水銀規制強化が動いていて、日本は遅ればせながら、この廃棄物処理基本構想の中にも注意書きで記載されているように、平成30

年度から規定されるというような状況になっていて、ようやく実施となっているわけですね。ですから、こういった環境問題について、国の基準を守っているから安全だということは、やはり日本は遅れているという点ではとても安全だと言える状況ではなかったということだと思いますが、この点についてはどう捉えていますか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ただいま水銀に関しては条約の発効日を言っているのかと思いますけれども、いずれ、日本としてそういった取り組みを新たに加えたということでございますので、そこは日本の国としてのさまざまな知見を集約したものが環境基準でございます。それに従っていくということでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 地域の方々がやはり心配しているのはそのところだと思うのですね。

私たち日本共産党市議団は、排ガスの有害物質については総量規制の考え方が大事なのだということも提案してきていますが、地域の方々に安心していただくために、そういった国の基準を守っていくというだけではやはり理解されないと思うのですね。日本が遅れているという現実も明らかになっています。総量規制についても、この間提案してきたことについて調査等しているのでしょうか、お伺いします。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ただいま申し上げましたように、現在においては、現時点においては、環境基準で設定されていないものにおきましても、今後設定が見込まれるものについては、この基本構想の中で全て取り上げた上で施設の対応といったものは考えているわけでございます。今後さらに建設計画が具体化していくに当たって、その時点でまたさらに新しい環境基準が設定されれば、あるいはそういった見込みであれば、そういったものについても取り込んでいく、これは私どもの姿勢としては当然のことでございます。

また、ただいまのお話の中で日本が遅れている旨の話がございました。それはどのように評価するかは別でございますけれども、我が国として取り組んでいる環境基準、これについては当然のことながら設定をしております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 国が設定すれば自治体がそういった設定をするというのは当然のことなのですね。

私がお話ししたいのは、地域の方の、これまで一関清掃センターの焼却炉が老朽化していて、排ガスの問題でも本当に毎日、煙の向きを気にしながら子育てしてきたというお母さん方の声に、これまで50年近くにわたって焼却炉を抱えてきた、そういった環境ですね、子育ての環境にふさわしい地域にしてほしいという願い、これにどう応えるかという当組合の姿勢が伝わっていないということなのですね、今の答弁では。

例えば、廃棄物処理基本構想の中の52ページには、排ガスの基準値の規定について一関清掃センターと大東清掃センターが提示されていますが、国で規定されていない一酸化炭素、これは一関清掃センターは設定されていませんが、大東清掃センターは自主基準値を設けて取り組んでいますね。これはなぜですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） それぞれの施設につきましては、建設の時期が異なっております。その

後、さまざまその規制値が設定されると。この52ページにもございますように、法令の規制値と
いったものを遥かに超える自主基準といったものを設定してございまして、ただいま議員からお
話がありましたように、組合として安全安心に努めていくといったことは、これは当然のこと
でございます。したがって、自主基準値といったものを設けてございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） ぜひ、こういう自主基準を、やはり国際的な状況も含めて取り組んでい
たきたいと思うのです。ヨーロッパでは、既に水銀を含めた焼却炉の排ガス中の重金属類等の
規制対象項目というのは12種類になっているのです。やはりこういったことに取り組んでいく
ことが、地域の方々の安心安全を生むのだと、理解が進むのだと思うのです。そういう自主規
制を進めていくということについては、どういうことと捉えているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 菊池事務局次長。

事務局次長（菊池覚君） 先ほど、大東清掃センターの一酸化炭素濃度の測定のお話がございま
しけれども、いわゆる自主規制というような部分になるわけですが、この部分についての考え方と
すれば、地域、周辺住民の方々と公害防止協定書を大東清掃センターの場合、締結をしているわ
けでございますけれども、その中でダイオキシン問題が大きな問題として当時あったわけござ
いますが、それに影響する因子として一酸化炭素というようなものが当時注目されていたとい
うことから、これを測定し公表すべきだという取り扱いになっているというように認識していると
ころでございますので、そういう内容の中で自主規制値を設けたという考え方であろうかとい
うように思います。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 私が言いたいのは、その時々やはり住民の願いに応じて、そういう自主
基準を設けているということです。ですから、引き続き、国の基準を守っているからという答弁
ではなくて、先ほど、国際的にはもう12種類だと、国、日本は先ほどの水銀を加えてもまだ6項
目なのですね。そうしたことを踏まえながら自主基準を設けていって、環境にやさしい焼却施設
の理解を求めていくべきだということをお話ししています。

何度も言いますが、狐禅寺地区はそういう点では、老朽化した一関清掃センターのもとで水銀
濃度もどういう状況になっているかもわからない。これまでの総排出量の総量についても明らか
にされてないという状況の中で、今、私たち日本共産党一関市議団は市政アンケートを行って
います。焼却問題について30代の女性からこのようなアンケートが届いています。覚書を信じて狐
禅寺に家を建て子育てしているのに完全に裏切られた、焼却場を新たにつくるなら、家と土地を
一関で買い上げてほしい、引っ越したい、こういった声に一関はどう応えようとしているのか、
お伺いしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほどの質問にもございましたが、これまでの焼却施設とはまた違ったさ
まざまな技術を駆使した施設、そして余熱活用といったような考え方、あるいは地域振興とい
ったような考え方、そういったものを踏まえて新たな提案として申し上げてございます。それは、
あくまでもこれから先、御理解をいただくための一つのステップでございまして、そういったこ
とも踏まえてこれから説明をし、御理解をいただくということでございます。したがって、
ただいまお話にございましたけれども、全くもって何かを決めたわけではございませんので、ま
さに現在進行形で協議を進めていくものでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 何かを決めたわけではないと言っておりますが、狐禅寺地区に焼却施設を建設したいというのは、4年もずっと狐禅寺地区の方のみに説明してきているのですよ。そういう状況の中で引っ越したいと言っているのですね、30代の女性の方は、子育て中の。これに対して管理者はどう受けとめましたか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私は、そのようなアンケート調査結果、今初めて聞いたわけですが、そのような覚書というものを一つの問題として取り上げて、だから狐禅寺には住みたくない、そういう方々にも理解をいただけるような、そういう説明を尽くしていくということで今、最大限の努力をしているところでございます。笑い事ではございませんよ。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今の答弁について、私たちが行った市民アンケート、紹介するまでもないかなと思っていたのですが、紹介させていただきます。

焼却場問題について、一関には狐禅寺の方々との覚書、約束があるのだと、この約束を一関は守るべきか、どう思いますかという問いです。一関市は約束を守るべきだとアンケートに答えていただいたのは51%、約束は守らなくてもいいというのは2.5%、どちらとも言えないと答えているのが31.3%、その他、あと記入なしというのもございますが、市民全体でそういう状況です。特に、焼却場周辺の地域に至っては、一関市は約束を守るべきとしている方は57%、約束は守らなくてもいいと答えている方は1%、たった1%です。市民全体がまずやはり焼却場問題を考えるときには覚書、約束を守るべきだと答えています。これはまだまだ中間時点での調査結果です。これに対して先ほどの答弁とあわせて、管理者はどう受けとめますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） さまざまな御意見が住民の方々の中にあるということは重々承知しております。反対の意見を述べる方もございますし、積極的に進めるべきだという御意見もいただいておりますし、さまざまでございます。私のところにも何通もお手紙をいただいております。ですから、私は、全てがそういう片方の意見にだけ偏っているというわけではなく、さまざまな意見があるため、余計皆さんから御理解をいただくために努力をしているという段階でございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 先ほどの菅野議員の質問にもあったように、本来であればこの間の議会、前回の広域行政組合、3月議会に行われた議会でも判断は年度中にやると、今はまだその前なので判断できないということで、本来であれば、もうことしの3月に判断している時期だったのですね。それが判断できないできょうまで来ているということです。その時点でもう本当に時間をかけているということで、6月議会ではその点についても勝部市長は反省をしているという、私の質問に対してそういった答弁もなさいましたが、引き続き丁寧な説明を狐禅寺の方々のみにやっていくという時期ではないのではないかと思います、この点についてはどう受けとめているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 先ほど菅野議員の質問にもお答えしたとおりでございますが、いろいろなその背景にあるものはございます。役員の方々、幹事の中で協議会の会長がまだ決まっていないということもございまして、さまざまなことがこの間ございました。そういう中で最善の努力をして、

少しでも早く御理解をいただいて次のステージに進めるように努力をしているということでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今がもうその新しいステージの時期になっていると私たちは考えているのですが、当局のほうはどのように考えているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 新しいステージになっているという御意見でございますけれども、どういうことでそういう質問になっているのか、ちょっと理解しにくいところもございますが、私とすれば、まだ御理解をいただいていない部分があるので、今現在、御理解いただくための努力をしているという段階でございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 理解をするまで説明をし続けるというように今受けとめました、それは最終的には押しつけるということになるのではなかろうかと今思いましたが、その点についてはそういうことはないのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 押しつけるとかどうのこうのということは私の頭の中にはございません。あくまでも民主主義のルールに従って、賛成する方も反対する方の意見も丁寧に聞いて、丁寧に説明をして、その上で民主主義のルールに従って判断をするということでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 民主主義に従うということですが、これまでの時間経過からしても理解がされていないということは、これから先も理解されない地域だということになるのではないのでしょうか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） これまで理解されないからこれから先も理解されない地域だと、それは地域に対して失礼ではないですか。丁寧に説明してきているのです。さまざまな意見があるのも承知しています。いろいろもっと具体的に説明、事例を出してくれとか、さまざまな御意見をいただいて、それに対してまたこちらが具体的なものを示してきていると、そういう段階でございますので、一方的に押しつけるとかどうのこうのというものとは違います。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 何一つ4年前、3年前と変わっていないのですよ。それを自覚されていないということが大きな問題だと思います。

岩手中部広域行政組合のお話を壇上で紹介させていただきました。第三者機関などの意見も聞く必要があるのではないかと思います、この点についてはいかがですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） なぜこういった提案をしたかについては先ほど申し上げました。したがって、新たな提案ということで3年前に話が始まり、そして現在に至ってございます。そして、今現在、まだ理解を得るための努力をしてございます。

専門家のというようなお話でございましたが、なぜこういったような提案をしているかについては先ほど申し上げたとおりでございます。つまり、これまでの焼却施設とまた違ったもの、そして、資源が循環するといった考え方、あるいはILC、あるいは地域振興、そして一関市全体

における位置づけ、さまざまそういったような考え方で提案をさせていただいております。したがって、そういったような考え方から申し上げているものでございまして、また改めてそれを第三者的に検証するといったものではないかと考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 第三者機関について検証するという時期は、いつごろだと考えているのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ただいま申しましたように、施策としての考え方から提案をさせていただいております。したがって、今申しましたように、これからさらに第三者的な立ち位置から検証いただくといったことはないと考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） それでは、3、4年になるこの当局と地域の方々との平行線の状況ですね。賛成意見も反対意見もあるのは当然のことですが、このまとまらない状況をどうやって打開しようとしているのですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど来申し上げておりますとおり、そういったような施策としての考え方から提案をし、そのためのステップを踏まえて説明もしてございます。それで、今、理解を得るための努力をしております。そういったことでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今の答弁のような状況では何の解決にも至らないのではないかなという感想を申し上げて、介護保険のほうの質問をさせていただきます。

介護保険について、いろいろ人員配置についての調整がうまくいかないということで、満床に至らないような事業所が出ているという答弁がございました。この部分について、介護現場の国の配置基準というのが低いのではないかという現場からの声がありますが、この点についてはどのように捉えているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 施設に対する職員の配置基準について、今のような御意見を事業所のほうからお伺いしたことは今のところございません。今後とも国の基準に従った施設運営を図っていきたいと思っております。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 市政アンケートについて御紹介させていただきますと、介護保険について、市政で力を入れてほしいことのベスト3に入っているのですね。その中でも、介護保険に何を望みますかということについて、介護保険料の軽減というのが46.8%で約半数の方が保険料の軽減を求めているのですが、介護保険料の現状について滞納等どうなっているのかお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 滞納状況の把握ということでございますが、確かにここ数年、滞納の状況はふえているというところでございます。ただ、それに対する対策というようなことで、長期にわたり滞納なさっている方については直接電話、それから自宅を訪問させていただいたりというようなことで対応してございます。昨年度よりは長期滞納者については若干ではありますが、減少している状況でございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 滞納ですね、未収がふえているということの状況の中で、きょうの岩手日日新聞にもその未収の取り組みで黒字になっているということも書いてありましたが、実情は本当に介護保険料が高くなっているの、そのことの支払いに本当に苦しんでいる方々が多くいるということです。この点について、国などに国庫負担の引き上げとか保険料の免除制度を求めたことはありますか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） この点につきましては、急激な保険料上昇を抑制するために、国庫負担金割合の引き上げと新たな財源措置を行うようにということで、当組合の全国的な組織でございます全国介護保険広域化推進会議を通じて国のほうに申し立てしているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 人材確保については、奥州、一関、岩手県南にあるということで、例えば宮城県とか水沢などの奥州圏のほうに人材が流れているという話を聞くのですが、この点については把握されていますか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 人材の流れについては、詳細については把握はしてございません。ただ、平成28年度において施設建設を行うに当たりまして、宮城県の事業所のほうから当市、一関市のほうに事業所を開設したいということで、逆にそちらのほうから介護人材のほうに当方のほうに流れてきているという状況もあるということは承知してございます。

議長（武田ユキ子君） 通告時間に達しましたので、岡田もとみ君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。午後1時20分まで休憩します。

休憩 午後0時14分

再開 午後1時20分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は、一問一答方式です。

5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝でございます。

通告に従い、最終処分場、焼却施設に絞って発言し、勝部管理者に対し、その職責を果たすよう促したいと思います。

当局は、私ども議員に対して、7月24日になって久々に全員協議会なるものを開催し、廃棄物処理構想、新たな一般廃棄物処理施設などの建設についての説明を行い、狐禅寺地区生活環境対策協議会との話し合いの内容についても、全体報告がいつだったかと思い出せないほど時間差のある報告を行ったものであります。

今、これから行う一般質問の締め切りは今月中旬の頭でしたので、市民に対する姿勢と合わせ議会に対する姿勢について、反省を求めてまいりたいと思います。

通告の項目に入る前に2つの取り組みについて、まず報告をしたいと思います。

その1は、宮城県南三陸町の旧戸倉小学校の大津波避難の実績視察であります。

今月初めに地元の方々とマイクロバスでお邪魔し、復興の姿を改めて目の当たりにしたところであります。特に6年前の3月10日、学校行事として恒例の全校津波避難訓練を実施し、その反

省会の職員会議で、校舎屋上などに誘導する従来マニュアルで本当に子供たちの安全を守れるのか、神社のある裏山に変更すべきとの意見があり、早速変更を決定した。翌3月11日、当日は早速この新しいマニュアルに従って、隣の保育園の子供たちの手を引いて児童たちは小高い裏山に避難を実施し、1人の犠牲者も出すことなく救助されたという語り部の方の説明でありました。

同町内では、老人クラブの大きな行事でも、その民間施設の判断で大津波から数百人の命を守った実例があった旨報告されました。

それとは反対に、町行政の不手際、議会の判断の誤りも報告されたのであります。

町の防災センターを過去の浸水地域にあった町役場庁舎隣接につくった結果、身重であった女性を含む、最後まで町民に避難をアナウンスした方々など、多数の犠牲者を出したとの説明でありました。行政や議会に対する被災者である語り部の方の厳しい指摘を耳にしたのであります。

その2つは、私ども市議団、平泉町議団ともども、先ほど来から発言していますように、7月14日、北上にある中部広域行政組合を視察させていただき、その施設建設に至る経過などについて意見交換したところであります。

まず、管内人口20万人、北上、花巻、遠野、西和賀の4市町で構成する組合であること、新施設建設場所について全く問題なく、北上市が提案した現在地に決定したこと、この場所は同市の工業団地として造成された経過があり、北上市の責任において手続され、組合の提案に、そして決定となったという報告であります。

その2は、それぞれに稼働していた施設を運転しながら特別の事務局体制に取り組んだこと、当初2人、建設間近の数年は6人体制で事務局体制を組んだそうであります。その3は、地元振興策は並行して話し合い、20年間のランニングコストを含めて5億円以内で取り組むことを決定し、今、地元と話し合いを進めているとの報告であります。トラブルは一切ないとの報告でもありました。最終処分場についても、最も短いもので10年、他は20年以上埋め立て可能ともお話をいただきました。

勝部管理者は1週間ほど前、9月24日告示で闘われる一関市長選の出馬する旨、記者会見したと報道されています。

以下、これらを踏まえて、通告に従い、具体的に質問してまいります。

その第1は、最終処分場、焼却施設にかかわる住民合意、時間について具体的な質問をいたします。

(1) 最終処分場建設に関する住民合意、いつごろにできると見込んでいるのか答弁をされたい。

その2つ目は、焼却場建設に関する住民合意ができる時期をいつだと想定しているのか。

その3は、狐禅寺地区生活環境対策協議会との話し合い、合意の見込みはいつごろになると判断をしているのかについても答弁を求めたいと思います。

大きい2つ目、狐禅寺地区との覚書などに反した言動により、最終処分場、焼却施設が遅々として進まない責任をどう認識し改善しようとするのかについて、さらに踏み込んで説明を求めたいと思います。

まず通常では考えられない、前任者の締結した遵守義務のある覚書を実質ほごにする姿勢が失われた4年4カ月の要因と言わざるを得ない。みずからのミスリードに起因することによって現状があることを管理者はどう認識しているのか、改めてこの壇上から説明を求めたいと思います。

その2つ目は、午前中の菅野議員への答弁の中で、一連の行動、協定書にある規定に基づいて

提案をしている云々と答弁をいたしております。

そこでお聞きしますが、協定書の何条に焼却場の建てかえについて協議する規定があるのか明確に答弁をいただきたい。

その3つ目は、約束、契約を実質ほごにする姿勢を改めない限り、改善される見込みはないのではないか、3期目の当選後に改善できるとする根拠が私では理解できない。思いや夢ではなく、切迫している最終処分場が間に合うとする根拠を示すこと、管理者としての職責と認識いたしますので、具体的な答弁をこれについても求めたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

まず、最終処分場についてのお尋ねがございました。

5月24日に開催いたしました狐禅寺地区生活環境対策協議会の新しい幹事の皆様との協議において、建設候補地は狐禅寺地区以外で検討したいということを説明させていただいたところでございます。新たな最終処分場の建設候補地の選定に当たっては、候補地の周辺住民の皆様にご理解いただけますように、丁寧に説明してまいりたいと考えているところでございますが、しながら、現時点ではまだ地元説明を行う段階に至っていないことから、住民合意の見込みについて明確にお答えできる状況にはございません。

次に、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の建設については、現在、狐禅寺地区生活環境対策協議会との協定に基づく協議において、地域振興策などについて具体的な内容を示して、質問や意見をいただいている段階でございます。今後も幹事の皆様からいただいた意見を踏まえながら、狐禅寺地区の振興に結びつくような施設について検討して、御理解をいただくための協議を続けてまいりたいと考えており、合意をいただく時期について言及する段階には至っておりません。

次に、3月以降の狐禅寺地区生活環境対策協議会との協議についてのお尋ねがございました。

本年度、狐禅寺地区生活環境対策協議会の役員が改選となっております。しかしながら、会長などの新しい役員人事はまだ決まっていないとのことでございましたが、15人の新幹事は選任されていることから、新幹事の皆様と話し合いの場を持ちたいと思って、お一人お一人に案内を差し上げ、これまで二度の話し合いの場を持ったところでございます。

5月24日の協議では、幹事15人の出席をいただき、要望のあった土地にエネルギー回収型一般廃棄物処理施設と余熱活用施設を建設することを前提として、協議会との協定に基づく協議を行いたいこと、これにあわせて、覚書の今後の取り扱いについても協議を行いたいということを申し上げたところでございますが、幹事の皆様からは、施設建設に対する御意見のほか、余熱活用施設や地域振興策、協定と覚書の解釈などに関する御意見や御質問をいただいたところでございます。

2回目は7月10日の協議でございます。幹事14人の出席をいただきました。エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の余熱活用などによる地域活性化の方策について説明を申し上げ、幹事の皆様からは、雇用創出を初めとする地域振興策や協定と覚書に関する御意見、御質問をいただいたところでございます。

次に、狐禅寺地区生活環境対策協議会との覚書についてでございますが、覚書のもととなって

いる狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定書、この第7条において、施設の新設、改造、増設、または更新等により内容を変更しようとするときは、事前に協議することというように規定されておりますことから、要望のあった土地に新たな施設を建設することについて、狐禅寺地区生活環境対策協議会と協定に基づいて協議を行っているところでございます。また、狐禅寺地区生活環境対策協議会の幹事の皆様には、今後、覚書の取り扱いについても協議を行いたいと申し上げているところでございまして、私は、これまでの提案が覚書に違反しているとは考えていないところでございます。

私は当初から申し上げてまいりましたとおり、狐禅寺地区の皆様の思いが入った覚書、そういうように受けとめております。したがって、これを重く受けとめているが故に、この一般廃棄物処理施設の提案は、地域の産業振興や雇用の創出など、地域振興の観点、資源エネルギー循環型ということも含め、今までの施設とは全く視点の異なる新たな施設として、その建設について提案をさせていただいているところでございます。まずは新しい施設について御理解をいただいた上で、覚書の取り扱いについても協議をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、先ほど協定書の条文のことがございました。先ほども申し上げましたけれども、狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定書の第7条という条文でございます。ここで先ほど申し上げましたとおり、施設の新設、改造、増設、または更新等により内容を変更しようとするときは、事前に協議することという条文がございます。これに基づいて協議をさせていただいているということでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私が質問した中で一番最後の問題ね、最終処分場、間に合うのだという根拠は何なのかということについての答弁がありませんでしたので、これから行う再質問とあわせて答弁をいただきたい。議長においても配慮いただきたいと思います。

まず、最初にお聞きしますが、協定書第7条の問題について、また持ち出しています。私は、午前中の答弁を聞いていてもそうなのだけれども、未だにこういうことをこういう公式の場で言うという、そのことに、本当に大丈夫なのかという思いをいたしています。

協定書第7条というのは、先ほど管理者から紹介された内容ではありますが、同日付で同じ当事者間で結んである覚書には明確に、焼却場についてはつくらないと、そして、年度を区切っていつまでは供用を許すという旨の規定があります。したがって、過般のこのテーブルでも改めて話しましたように、第7条の解釈としては、一関清掃センターの修理修繕、これしか残らないのですね、第7条で焼却場の問題について論じることができるのは、話し合いができるのは。そのように理解をするものであります。これ以外の解釈がどうして出てくるのかですね。佐藤副管理者が答弁するようであります。午前中も聞いていて、早口で、とてもではないけれども聞きにくい。大切な問題でありますから、ひとつ、傍聴者はもとより、インターネットその他で聞いている市民の皆さんにもわかるように、ひとりよがりの論ではなくて、論理的に耐える答弁をまず求めたい。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 協定書と覚書についてであります。

当時の一関地方衛生組合と狐禅寺地区生活環境対策協議会の会長で締結をしたものでございます。

協定書の第7条は先ほど管理者が申したとおりであります。そのお話の趣旨とすれば、恐らく

は、先ほどの質問の中でもございましたが、覚書が無視したとか、あるいは覚書に対する姿勢でありますとか、そういったようなことかと存じますが、その覚書があるが故にしっかりとした御理解をいただくための協議をしていると、提案ということで話をさせていただいているものでございます。

この協定書でございますが、この協定書の中では、施設の改修だけだというようなお話でございました。第7条の（1）については、施設の新設、改造、増設、または更新といったところでございます。広く改良にとどまらない表現が入っております。また、もう一つでありますけれども、この協定書の中では、清掃センターというものが第1条で定義をしてございました。

この協定書の目的の第1条は、本協定は、一関地方衛生組合清掃センター（以下「清掃センター」という。）と乙の連携によりということで清掃センター、第2条の定義においては、清掃センターと一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設をいう）とあります。

以下、清掃センターという主語が出てくるものが何カ所かございますが、これも言うてみれば、例えばでありますけれども、第2条の（4）公害とは、清掃センターから発生する排ガス、煤煙、あるいは第3条の環境保全の推進においては、甲は、清掃センター内の環境保全はもとより、あるいは第4条においては、甲は、清掃センターの維持管理にあっては、また、第5条にあっては、甲は、清掃センターから公害が発生したときは、また、そのほかにもございます。これはその当時、協定書、覚書を締結した当時であったものを指しているというように思われます。第7条については、ここだけは唯一異なる主語でございまして、施設であります。したがって、これから新しい施設を建設する、当然施設の新設といっておりますけれども、そういったことを意に含んでいるだろうと、こういうように解釈はできます。

以上であります。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 私はね、佐藤副管理者なり勝部管理者の見解を聞いているのではない。公の団体と住民の団体が正式、公式に結んだその協定書の解釈を求めているのであります。あなたの今の解釈が正論だとするならば、覚書の関係条文は何と読むのか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 協定書と覚書の関係につきましては、協定書がまずあって、その細目的なものを定めるのが覚書というようなことは整理をしております。したがって、まず、その協定書のほうにあえて施設の新設、改造、増設、または更新等により変更しようとするときはといったようなことも入っております。ただし、覚書が一方で現にありまして、その中では、ごみ焼却施設は狐禅寺地区に建設しないことといたしますというような覚書を結んでいる、これはまさにそのとおり、事実でございます。したがって、私どもとしては、新たな提案といったことで狐禅寺地区への建設について説明をるしてまいりました。したがって、これはその協議、話し合い、提案の直接的な根拠については第7条になりますけれども、仮にでありますけれども、第7条といったものがなかったといたしましても、口頭その間でさまざまなことについて論じ合える、話し合いをできるということは、これはあるものだと思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） あなたはね、覚書は協定書に対して細目を規定しているものだと、そういう関係だと、そこまでは同意しますよ、これは一般論としては。

それでは、何について細目を規定しているのですか、覚書の内容は。何について細目を規定し

たものなのですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 覚書は1から3までございまして、その1にごみ焼却施設の建設についてという趣旨がございますので、この文意から発すれば、ごみ焼却施設の建設についての覚書と、この部分と考えます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 今、あなたが答弁した覚書第1条において建設はしないということ、そのことが明確に規定されている。どうして、そういう規定、細目だと言っているでしょう、あなたは。そういう根拠を言っておきながら、一方で、第7条を根拠にして、それを否定する見解がどうして出てくるのですか、どこから出てくるのですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 協定書と覚書の関係というものは、整理すれば先ほど申しましたような関係にあると、このように理解されます。しかし、この協定書と覚書、見れば確かに相異なることを覚書の中では言及しております。それはあくまでもそのとおり、事実でございます。したがって、私どもといたしましては、新たな提案といったことで考え方について説明をしてまいりました。これは覚書を無視しているからではございません。覚書があるということを十分に認識をし、それを重く受けとめているからこそその行動でございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 今、「が、しかし」という表現したね、「が、しかし」と。覚書というのは細目であって、覚書の第1条で建設について否定していると。しないということを明確にしているのだから。「が、しかし」と続けたね、が、しかし、新たな協議をするために提案をさせていただいていると。「が、しかし」以降は、できる根拠というのはどこなのですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ちょっと私が申し上げました、「が、しかし」の部分が思い出せませんが、考え方をもう一度申し上げます。協定書があって覚書があって、そのとおりでございます。覚書についてそのとおり、そういったことが書いてある、それはそのとおりでございます。その両当事者間においてさまざまなことを提案する、議題として話し合いの場を持つということは、これは可能なことだと考えてございます。直接的なその協議の根拠は何かとなれば、協定書第7条がございしますので、そこの部分を引き合いに出して申し上げてございました。そういったことでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） あなたの話はいつもそうなのだけれども、何というか論理性がないのだな、はっきり言って、申しわけないけれども、こういう席で。

あなた、先ほど、私の質問に対して、覚書というのは協定書の細目を規定するものだということを明確に2回答弁しています。それから、その覚書の第1条において施設の建設はしないということが規定されているということも答えた、当然のこと。「が、しかし」という言葉の中で、自分たちが今、当局として取り組んでいる内容について説明しようとした、合理化しようとした。私は、「が、しかし」以降についてのできるその根拠を示してと言ったわけだ。あなたは答弁しないよね。もう一回同じ質問します。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 覚書ですとか協定、「が、しかし」の部分、今お話をいただきました。言う意味とすれば覚書にそう書いてあったと、が、しかしについては、そういったような約束事がまさにあったと、甲と乙の間に約束があったと。だとしても、その後において、そのことを再び議題として協議をする、話し合いをするということが否定される根拠はもちろんないと考えます。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） これはいろいろなテーブルで今までも同じことを言ってきたつもりだけれども、指摘もしてきたつもりだけれども、否定をしていないという言い方を今度はしてきたね、あなたはすりかえが得意だから。否定をしていないと。否定をする云々の前に、これを肯定する根拠は何と聞いているわけです。当局としてやりませんよという協定書を結んだと、それに明確に反することをするわけでしょう、しているわけでしょう。それができる根拠は何と聞いているわけです。もう一度同じことです。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 提案だからであります。提案だから話し合いをさせていただいているものであります。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） それでは聞きましょう、しつこく。提案ができるという根拠は何ですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 一般に協定書でありますとか覚書と言われるものは、その結んだ当事者間の合意であると解釈されます。いわゆる約束でございます。約束を結んだ、しかし、その後において、一方が一方に対して提案をする、話し合いを持ちかける、そういうことは普通に民事においてはあります。確かにこれは公共としての団体でございますが、それはあくまでも執行者としてはそれは行えるものと考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） だから、行え得ると判断する根拠を問うているわけです。はっきり答えてください、貴重な時間だから。行え得るとあなたが答弁している根拠を聞いている。一般的にはこうですという答えはない。つくらないという約束を明確に当時の責任者同士が結んであるのだから、これについては、民法の規定によってお互いにこれを履行しなければならない法的な拘束力がかかっているわけだ。それをあなたは、一般的なということにすりかえたよね。一般的なという話では済まないのだよ、これは。そこのところを教えてください。

私は従来から、これは管理者にも改めて言いたいんだけど、私もそのところを、行政だから、結んだから、全然選択の余地がない、裁量の余地がない、対処の方法がないということではないでしょう。それは日本の法体系の中においては、事情変更の法理というものをもってこれについての話し合いその他をすることができると、こういう整理されているではないですかという話をしてきたわけ。しかし、今の副管理者の答弁はそういうものは一切なしに、一般論だとかということで整理しようとする、法律論を。それでは説明になりませんよ。再三言っているではないですか、私。行政ですから、生ものですから、契約をした、約束をした当時と違う社会事情、その他が生じて変更せざるを得ないと、これはあり得るのです、一般論としては。そのときに取り得る選択肢としてはたった一つしかないのです、当局として。それは事情変更の法理に基づいて粛々と事情を説明し、テーブルに着いていただきたい、こういう申し入れしかないはずなのです。否定されますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 確かに、事情変更の法理というものはあります。ただ、これまで私はその事情変更の法理というのは表面に出さなできました。それはあるということはわかっていたのですが、今までとは全く違う種類の施設をつくりたいのだという提案をさせていただいてきている。それは、私は、厳密に言えば同じ種類の施設ではないかと言われるかもしれません。ただ、中身が全然、視点が違っているものをつくっていきたいのだということを御理解いただきたいということで説明に努めてきたわけでございます。そういうことは、管理者として、責任者として提案するということは、これはできると思っております。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） それでは、勝部管理者に改めて確認しますが、事情変更の法理と私がきょうも含めて話したこと、そのことについては承知をしていると、承知をしていると、事情変更の法理、承知をしていると、こういうように理解をしますが、改めて確認をしたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 事情変更の法理というものが存在するということは理解しております。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 行政の長として、なぜその法体系に基づいての処置をしないのですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） その法体系に基づく事情変更の法理を持ち出すということはあまり好きではないのですけれども、その前に、まずこちらの考えていることを提案させていただくということを最初にとったわけです。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） だから、そこに無理があるわけですね。行政として、行政内部、それから住民の方々と話し合うときに、そういう持論をいつまでたっても展開し続けるから、だから、混迷が深まるだけなのであります。

恐縮けれども、勝部管理者が長年務められた県行政、ここで最後、八幡平に落ち着いた例の産業廃棄物の問題、これについて県当局がとった手法、手続、それから先ほど来紹介させていただいている北上にある岩手中部広域行政組合がとった手法、お隣の奥州・金ヶ崎事務組合がとった手法、いずれも勝部管理者が言っているような手法とは真逆、こういう手法で順調に施設更新がされてきていますよ。否定なさいますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 八幡平の事例であるとか奥州の事例であるとか北上の事例であるとか、その経緯は知っているつもりでございます。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私は、ちょっと視点を変えますが、このまま今のような持論を展開していったのでは、執行者として住民に対して、あるいは地元企業に対して職責が果たせなくなる、そういう段階に既に入っているという認識であります。何となれば、今々、近々の課題として問題なのは焼却施設もさることながら、お尻を切られている最終処分場、これが間に合わない事態に既に入ってきているのではないかと思うからです。

私は、持論展開、それは個人の責任において対応する、そういう領域ではそれは自由だと思います。しかし、公の席、特にも相当の職責のある立場にいらっしゃる方が、法律、法令等のその

規定よりも自分の思い、考え方、これを上位に置いたのでは行政の職責を果たせなくなってしまう、まさに当組合が今この分野で直面している大もとには、そのことがあると指摘せざるを得ません。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいまの議員のおっしゃったことは、それはそれで菊地議員の思いが入っていることだと思うのです。私は私で自分の思いもあります。そして、当然、法律的な制度の中でということも踏まえております。しかも、現施設が年数がたっているということ、最終処分場の施設が先が短くなってきつつあるということ、これら全てを踏まえた上で、総合的な観点から判断していくのが管理者としての役割だと思っております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 最初の部分は私は否定しません。ただ、その後の流れの中で話されたこと、それは許されないでしょうね。公の金を使って公の施設をつくるわけです。そのときには、当然のことながら、執行者といえども、法令の範囲内で行動をとってもらうしかない。

はっきり申し上げますが、今、勝部管理者がこの間、とっている行動、言動、これは覚書との関係云々だけではなくて、法令の解釈を間違っていると言わざるを得ない。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ただいまの質問に関して反問させていただきたいと存じますので、お取り計らいを、反問をさせていただきたいと存じますので、お取り計らいをお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） この際、副管理者の反問を許可します。発言時間の時計をとめてください。佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ありがとうございます。

ただいまのお話の中で、法令に反したと、法令の範囲を超えたというような話でございましたが、私どものとっていることが、どの部分がどういう法律に反しているのでしょうか、そのところをお示しいただきたいと存じます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） これほど穏やかに諄々と話して理解できないのですか。民法において約束事は守るという規定があるでしょう、否定しないでしょう。それに反しているでしょう、第一。

それから、日本の法令の中で、日本の法令の中で契約をしている、それを一方の当事者の都合で、考え方で変更する場合には、特にも行政の場合には事情変更の法理以外ないでしょう、それ何回も言っているではないですか。理解できないのですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 再度、ただいまの点について、もう一回、補足の意味で反問させていただきたいと存じます。

当事者の一方でもってそれを変更したという話でございましたが、私どもはその覚書というものがあるからこそ、提案ということで説明をさせていただいてございます。変更したといったことはどういったことでございますか。

（不規則発言あり）

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ただいまの反問に対しての回答がございませんでしたので、それでは答弁をさせていただきます。時計を。よろしいですか。

私の答弁を続けてよろしいですか。

議長（武田ユキ子君） 質問ですか。

副管理者（佐藤善仁君） 答弁です。反問が終わりましたので、時計を。すみません。

議長（武田ユキ子君） それでは、発言時間の時計を進めてください。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど来申し上げましたとおり、覚書があるからこそ、その覚書を踏まえて新たな提案といったことで申し上げてございました。その根拠は何かということであれば、それはあくまでも、具体的な法令に基づくものではなくて、一方が一方に対して話し合いをできるということは、これは当然のこととしてあるものでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） 抜てきされるだけのことはあるよね。へ理屈だよね、今言っていること、はっきり言えば。私の先ほどの質問に対して何一つ答えられていないではないですか。だけれども持論だけは展開すると。それでは住民合意なんかおおよそできないですよ、そういう姿勢では。

いいですか、もう一回繰り返しますが、覚書において明確に新たな施設はこの地域につくらないのだということをしているにもかかわらず、それに拘束されているにもかかわらず、同じものをつくるのではない、この地域の振興だ、だから許されるのだという持論を相変わらず展開をする。これは無理ですよ、日本の法令上無理なのです、そんなことは。同じことを言うにしても、かくかくしかじかの事情があると、施設が間もなく40年になろうとしている、何としてもつくらなければならない、ついては、こういう事情なので、協定、相手の対策協議会においても、地域においても協議のテーブルに着いていただけないだろうか、という事情の大きな変化があったのだと、こういうスタンスをとらない限り、今の論は成り立たないのです。そのぐらいはわきまえてくださいよ。再三再三話しているではないですか。皆さんは行政マンでしょう。行政には行政のルールがあるので。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 新たな提案といったことの本質には、ただいま議員がおっしゃるような事情変更というものもその背景としてはあるかもしれませんが。ただ、私どもは、事情変更の法理といったものを前面に出して、したがって、私どもは協議ができるのだというような抗弁を働いたものではございません。あくまでも覚書があるから、新たな提案といったことで一から、最初の時点からそう説明をさせていただいてございます。

また、むしろ今のお話の中でわからないのですが、事情変更の法理を公的団体であればこそ持ち出すべきだということでございますが、事情変更の法理というのは、あくまでも法の考え方でありますとか執行における一般の考え方でございます、何かの何という法律に、事情変更の法理というのはこういった手続をすればどうこうといったものはないと私は存じてございますが、ただいまの話はあるような受けとめをいたしました。そのところもまた違うかと存じます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） さすが、佐藤副管理者は徹頭徹尾、すりかえだとか持論の展開だよね。事情変更の法理が実定法の中にあるなんていう発言をいつ私がしましたか、きょうも含めて。一度もやっていないでしょう。法解釈として慣習としてあるのだということです、そんなことは。そういうようなことを言うてはだめなのです。そういうような、へ理屈とも言えるようなことを繰り返せば繰り返すほど、対住民との関係は悪化していきますよ。真摯に向き合うということにつ

いて、感じられない。だから、事態は悪化の一途をたどっているのですよ。

視点を変えましょう、時間の無駄のようだから、視点を変えましょう。

最終処分場、間に合うのかということでもあります。私は先のテーブルにおいて、管理者に対して具体的に提案したことの一つに、セメント材料として使う、ここについて相当具体的な行動をして、できるだけ早い時期にこれを実現するということが、容量が決まっている最終処分場、これの延命策になるのではないですかという提案を改めて私のほうからもさせていただきました。管理者は、それについては同感だという趣旨の発言がありました。この間、どういう努力をされたか紹介をいただけないですか。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） セメント関連の工場と話し合いをするには相手の事情もございますので、その日程調整やらで時間を要しておりますけれども、いずれ話し合いをさせていただくということで話は進んでおります。

議 長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私、この前、この提案をさせていただいてから3カ月以上経過していますね。どうしてこんなに時間がかかるのでしょうか。

議 長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 現在、セメントの製造会社のほうに、一関清掃センターのほうで発生した焼却灰の性状分析を依頼しております。依頼先のほうからの話では、セメントの原料としてはおおむね問題がないというようなことをお答えいただいておりますので、さらにその焼却灰の再利用に向けて具体的な検討を進めていきたいと考えてございます。

議 長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） その答弁内容は、この前、私が発言したときの答弁内容と全く変わっていないね。それから進展していないのですか。

議 長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 実際、一定量の焼却灰を持ち込みまして、セメントの原料とする試験を実施する予定でございます。

議 長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） だから、それは本格的なものか簡易なものかは別として、一定程度やったのでしょうか。やった結果として問題なかろうと。しかし、細部についてさらに検査をしたり本格的に受け入れるとすれば、日量どのぐらい可能なのか、その他については協議をしたいというのが、管理者がお邪魔しようとしている内容ではないのですか。どうですか。

議 長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 実際、そういったような協議を先方としていただいております。

議 長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私は、残りの時間、最終処分場問題一本に絞って話をさらに深めさせていただきますが、努力をしているだとか何かでは済まないということを再三、テーブルの中で発言をしてきています。これは管理者も同じ意見ではなかったですか。精いっぱい努力しましたと、しかし、間に合いませんでしたと、こういうことで済む分野ではないのですよ。

この努力、最終処分場を狐禅寺以外でということで新たな提案をしたと、しかし、それ以降、セメント会社の関係では何がしかの問い合わせはしたけれども、具体的にどこの地域にお願いす

るか等々については、これから具体的に聞きますが、進展がないようだ。しかし、少しでもそれが、日量5トンであっても7トンであっても、これを一日も早く実現していくということについては、勝部管理者と私との認識は違いはないのではないですか。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 議員おっしゃったとおり、これはあまり先送りできない問題であるということは私もずっと言ってきたわけでございまして、一日も早く具体的な協議をして、そして、実行に移していきたいという思いは同じだと思います。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） そのところが違ったのでは大それたわけですが、当然のことながらそここのところまでは同じなのですね。議場にいる人たちだってみんな同じだと思います、これは、当局だけではなくて。しかし、そのことが遅々としてなかなか進まない、そのことが問題なのだろうと思います。

きょう、私どもの会派の議員が午前中から話しているように、実はこの問題を地元で提起して4年と4カ月ですよ、きょうで。4年と4カ月経過しています。こんな事例は最近、県内ではないのですよね。しかし、先ほど来くどくど言っているように、自分たちの見解等々については、法律論、法令の解釈を含めて持論を曲げないということを今後ともやり続けた場合に、どういう事態が生まれるかであります。私は恐らく、どうにもならなくなるのだろうと思います、ならなくなってきました。

北上にある中部広域行政組合にお邪魔したときに、あそこは通常いう河東線を走っていくと、宮沢賢治記念館のちょっと手前の右側に、従来、花巻市が使っていた焼却場があるのですね、あそこに、右手のほうに。それを稼働しながら新しい施設をつくっていったわけです。したがって、それぞれの地域に焼却施設があっただけではなくて、最終処分場を持っているわけです。それは最終処分場については、当然新たに設置することなしに埋めていくということなわけです。どのぐらいの容量がありますかと、残存量があるのですかと聞いたら、最も寿命の短いもので10年ありますと、それ以外についてはほとんど20年以上ありますということなのです。これは普通の状態だと思うのです。

ここは、これから大東分、もう一度測量その他をやるというようなことも聞いていますが、それは含めたとしても、考え方をやったとしても5年前後しか持たない。たとえ、何がしかの擁壁をちょっと高くしたぐらいでも1割程度ふえるぐらいでしょう。2倍にも3倍にもなるわけではないのです。そういうような状況の中で、このまま展開していったらどういうことになるかということです。

管理者は、そういう意味で、私ごときが言うまでもなく、相当悩んでいらっしゃると思うのでありますけれども、いかがですか。このままいったら本当に深刻な問題として間に合わなくなってしまうということが想定されるのではないですか。そういう恐怖心といいますか、大変だなという、その思い、日々強まっているのではないですか、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 最終処分場の残存量等については、これは先ほど来言っているとおり、大変重要な課題でもある。間に合わなくなることがあってはならないということは、まず私は基本にあります。したがって、間に合わないことがないようにしっかりと対応してまいりたいということでございます。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） それで、この最終処分場の関係、もう少し突っ込んでお話をさせていただきますが、この前のテーブルの中では、具体的にどこどこにお願いするかというリストアップもできていないという段階だったですね。それはどこまで進捗したのですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 最終処分場のその建設候補地につきましては、現在、その進め方、方法論を検討してございます。一定の予算を伴うものでございますので、そういった形で成案を得た場合には説明をさせていただきたいと考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） それは、この前の答弁と同じですよ。あれから数カ月たっているわけです。それはこの前と同じ。

先ほどの当初の質問に戻るのですが、最終処分場をいつまでに整備できる、しなければならないというように思っているのですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 現在、3つの最終処分場ございます。それぞれの残余量が違っておりますけれども、一定の増量といいますか、そういったような変更などの手続を仮に行った場合には、なお6年でありますとか、あるいはものによっては、場合によっては7年でありますとか、そういったような期間は見込まれるところでございますので、いずれ、その期間中には建設をしたいと考えてございます。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） もっとかみ合った話をしてくれませんか。私はその年数を今問うたのではありません。いつまでにつくるつもりですかと聞いている。

残との関係で言えば、5年が6年になるかもしれない、7年になるかもしれない、これはごさんばちの話でしょう、7年になるかどうかなんていうのは。ごさんばちの話、根拠があってではないでしょう。6年ぐらいにはなるかもしれないけれども、今までの答弁からすると。そういうことを聞いているのではない。例えば、平成で言えば34年度までには完成します、35年度までには完成します、そういう答弁を求めているのです。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 先ほど申しましたように、残余量が最終的にはあと6年、7年といったところが見込まれますのでその前にと。その建設自体は、今般の処理基本構想の中でも示してございますが、5年ほどは要すると考えられますので、そこから差し引けば、候補地の決定といったものをできるだけ早くに行いまして建設に取りかかる。いずれ、その期間とすれば、ただいま申しましたような期間の中で収まってくるものでございます。

議長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） だから、そういう話をして、焼却場、これは最終処分場を含めてだけれども、場合によっては仮設炉も含めてでしょうけれども、4年4カ月、進展するどころか、膠着状態をさらに深めたわけでしょう。信じてくれというほうが無理ではないですか、それは。この現状から見て。

だから、勝部管理者は政治家ですからね、私は平成で言ったら34年度まで、あるいは35年度まで、36年度までにはつくると、つくらなければならない、少なくともこの辺の答弁はいただけな

いですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 残された期間、あとできる期間、与えられた期間と、やらなければならない期間についてはただいま申し上げたとおりでございます。現在、建設候補地をこれから選定する、そのために具体的な予算を伴って、しかるべく仕事をさせていただきたいと考えてございますので、そういった建設には候補地が決まってから、環境アセス含めまして、5年間で仕上げたいと考えているところでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） では、こういう聞き方をしましょう。

何カ所か候補地を挙げて、それから絞り込むという手法を最終処分場については行いたい旨の新聞報道がありました。そういう意味では、焼却場の関係でとった手法とは違う手続をとりたいということがありました。その何カ所かの候補地をリストアップする、それはいつまでにやる予定ですか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ただいまお話のありましたような方向で、そういったような組み立てで現在その案を考えてございます。いずれ、その案が整いましたならば、それにつきましては、予算も伴うものでございますので、しっかりと説明をさせていただきたいと考えております。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） これは、管理者はどうか知らないけれども、佐藤副管理者の答弁を聞いていると、私はこういう思いを持つのですよね、きょう改めて強く思ったのですけれども。行政のことは行政に任せてくれと、こう言わんばかりの答弁を先ほど来からしているよね。少し勘違いしているのではないですか。行政にはフリーハンド権がどこまでもあるものではないのです。ましてや、住民生活や地元企業の企業活動に欠くことのできないもの、こういうものについて、とにかく全部自分たちに任せてくれと、こういう言い方はないですよ。いかがですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今の議員のおっしゃったことについてでございますけれども、何でもかんでも行政が一方的に進めていくということではございません。たくさんのいろいろな機会に、こういう一般質問の機会にいろいろ質問、御意見をいただく、それらを踏まえて、あるいは地区の皆さんの御意見も踏まえて、そして行政が一つの案をつくります。それを、予算が伴うものについては議会に提案して審議いただくという制度があるわけでございますので、今、我々はそれを基本にして進めているところでございますので、ここでいつまでに、具体的にいつまでにそれを具体的なところを出せと言われても、今進行中の部分があるわけでございますので、ある程度それが全体のあれが固まって、そして議会のほうに案として提案させたい、そういう考えでございます。

議長（武田ユキ子君） 5番、菊地善孝君。

5番（菊地善孝君） そのことは私は否定しません。ただし、納得もしません。何となれば、ここまで足踏み状態が続いていますから。それが2年前、3年前であれば頑張ってくださいと私は発言したと思います。しかし、ここまで来ていますから、ああ、そうですかというわけにはいきません。ただ、この議場でこれ以上、管理者とこのことについて言っても生産的ではありませんから、努力を促すだけで、この件については終わりにしたいと思いますが、重ねて、行政というのは、行政の判断だけで進んでいいものではない。特に対住民との関係がありますから、議会と

の関係が進めばそれでいいという問題でもないということについても、釈迦に説法でありましようけれども、発言をしておきたいというように思います。

実は午前中の答弁の中で気になることがもう一つございました。それは、丁寧に説明をして、民主主義のルールに従って手続を踏みますという答弁であります。これは今までの勝部管理者の行政手法等々を見ていると、説明はしますと、最後は議会で手続をし、了解をいただければ進めますと、こういうことをこういう表現でされたのかなという思いで私は聞いていたのですが、邪推でしょうか、私の。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 午前中の私の発言は、民主主義のルールについて話をさせていただいたつもりでございます。ですから、何かが前提としてあって、それを前提としたものではなくて、一般的にさまざまな御意見が出されているときには、その御意見を広く聞いて、そして判断していくということを申し上げた次第でございます。

議 長（武田ユキ子君） 5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 最後にします。

最後の答弁をいただきましたが、ことここまで事態が深刻になってきている状況の中で、地元の意向、特に対策協議会の意向というものについて内部協議をしていただくときに、内部協議をしていただく、判断をしていただくときに、私は既に地元の意向なり対策協議会の意向というのは十分に4年4カ月の時の経過の中で、答えが出ているのだろーと思います、まとまらないと。まとめようとして努力されている方もいらっしゃることは私も仄聞をしています。私どもとは立場は違うけれども、当局も何がしかの働きかけをしてきていることも知っています、懇談会含めて。しかし、この4年4カ月かかってまとまらないというのが地元の結論であり、対策協議会の結論だというように判断せざるを得ない時期に既に到来しているのではないかと思います、政治家である勝部管理者は、この指摘に対してはどのようにお答えになりますか。

議 長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 時間が経過しているということについては、大変これは私自身も申しわけなく思っているわけでございますけれども、ただ、これを、さまざまな意見がある中で先を急ぐよりは、私はしっかりと御意見を賛否両方聞いて、そして判断していくべきだと思っておりますので、それから議員が4年4カ月とおっしゃっていますけれども、平成26年からでございますので、その前の部分は、あれは、正式な提案に至る前の段階でございますので、4年4カ月というのをあまり強調されますと、ちょっとこちらのほうも、午前中の同僚議員の方の質問では3年ということとございましたので、そのところはぜひ会派の中で御調整をいただきたいと思います。

議 長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質問を終わります。

次に、那須茂一郎君の質問を許します。

那須茂一郎君の質問は、一問一答方式です。

8 番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 8 番、那須茂一郎です。

通告に従って質問してまいります。

住民監査請求についてお尋ねします。

監査委員の皆さんは、提出されてから約2カ月間、本当に御苦労さまでした。しかし、結論を見ますと棄却となり、手続上の瑕疵はなく、候補地となり得る可能性の有無についての調査を行

ったものであるから、違法性、不当性はなく、一関地区広域行政組合が損害を被った事実は認められないことから、本件請求には理由がないものと判断するとありました。

本当にそうでしょうか。

この調査測量は、焼却炉建設のためのスタートラインを切ったのではないのでしょうか。今のところ、誰もその地区以外につくとは思っていません。これからの流れとして用地の買収、造成といくのではないかと誰しも思っています。そのための測量調査でなかったのではないのでしょうか。どんな理由をつけようと、覚書の一項、ごみの焼却施設の建設についてとあり、一関地方衛生組合のごみ焼却施設は狐禅寺地区に建設しないことといたします、これを破ろうとしているのが今回の調査測量ではありませんか。

候補地となり得るかどうか、何の候補地でしょうか。新焼却炉建設のための候補地ではありませんか。

覚書には、建設しないということをきちんと明記しています。これを超えて建設に向けての調査測量です。このような明らかなことを監査委員の皆さんはどのように判断したのでしょうか。

この住民監査の以前にも、DVDや資料をつくったり、焼却炉建設のための行動は多々あります。名前がエネルギー回収型一般廃棄物処理施設、余熱活用施設などと名前こそ違いますが、ごみの焼却炉には変わりがないのではないのでしょうか。

まして、このような覚書に対し、文書として協定書及び覚書を締結した日以後16年が経過し、その間には東日本大震災の発生、ごみ焼却技術の向上、岩手県ごみ処理広域化計画の変更、地域の高齢化及びこれに伴う地域振興の必要性の期待の高まりなど、社会全体の状況が変化している、協定書及び覚書についても事情変更の原則に基づき協議をすることができると判断するとあります。管理者自身も、地区の説明会において、覚書が古いのではないかと問われたときがありました。しかし、覚書はありますと答え、議会等の答弁においても重く受けとめるとの話は何度も聞いているところであります。監査委員みずからこのように解釈をして、住民のための協定書や覚書を判断するのであれば、住民はどこをよりどこにすればよいのでしょうか。

このように、覚書等にまでこのような判断がされているということは、この予算執行が覚書等に抵触していると判断なさっているのではないのでしょうか。

このように、最高裁の判例どおり覚書が契約説と判断なされれば、この監査結果も違った意見書になったのではないのでしょうか。

次に、覚書と住民監査請求がなされたことの関係についてお尋ねします。

覚書に狐禅寺地区に焼却施設を建設しないことといたしますとありながらも、狐禅寺地区ありき、じりじり進めてくる、この行政のあり方に多くの住民が疑問に思っています。どうして勝部管理者は覚書を守ろうとしないのでしょうか。だから、住民監査請求が出されると思うのです。

ごみの焼却場の近辺の住民には地域振興策として多かれ少なかれさまざまな施策が行われます。しかし、それよりも今の生活を求める人たちも多いのです。管理者が、覚書がありながらも狐禅寺地区に新焼却炉をつくろうとしていることに対しての住民監査請求だと思うのですが、この関係、いかがお考えでしょうか。

次に、ごみを焼却することの問題点についてお尋ねします。

今、狐禅寺地区に建設しようとしている新焼却炉について論議されていますが、仮に市内のどこかの地区に建設しようすれば新たにそこでも反対の声が出そうです。排ガスが安全安心と言われますが、本当にそうでしょうか。いつも環境省が決めた報告だけにされていますが、それで

いいのでしょうか。

今、放射性物質、セシウムだけでなく、ポリ塩化フェノール、塩化ベンゼン、塩化ナフタレン、諸々の化学物質、ヒ素、クロム、ニッケル、アンチモン、カドミウム、鉛、水銀等、これらの化学物質や重金属が検査されるダイオキシン類の100倍、1000倍、10万倍、100万倍があるとされています。その毒性たるや、発がん性のみならず、肝臓、腎臓、生殖系毒性とダイオキシン類を超える毒性があるといわれています。環境省の基準だけでなく、これらをきちんと把握する必要があるのではないのでしょうか。直接住民にかかわることでしょうから、独自にも測る必要があるのではないのでしょうか。

燃やさないでごみを処理している自治体は多くあると思います。生ごみ、紙類、ビニール類、プラスチック類、木くず、金属類、かつて衛生的に燃やさなければならないとされていた紙おむつ類も、再生する方法をユニチャームのメーカーで開発していると言われました。一気に明日からというわけにいきませんが、燃やすことに執着せず、今ある焼却炉を利用しながら、この方向に検討してみる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、介護保険料のコンビニ納付についてお尋ねします。

介護保険料をコンビニで納付できるようにできないものでしょうか。市税等はコンビニ納付になり便利になったという声が聞かれます。この広域行政組合で扱っている収納に係るものも、その扱いにすることはできないものでしょうか。

以上、壇上よりの質問を終わります。よろしく願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 那須茂一郎君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 那須茂一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、新廃棄物処理施設等候補地調査を実施した経過についてでございますが、まず、平成28年の6月21日に狐禅寺地区の方々から当組合管理者、一関市長及び平泉町長に対して、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、余熱活用施設などの建設候補地の選定についてという要望書が提出され、一関市議会議長に対しても同様の内容の請願書が提出されたところであります。この請願書が同年8月30日に市議会において採択されたことについて、市議会議長から市長に通知があり、市長から9月5日付で組合管理者に同様の通知がされたところであります。

組合ではこれらのことを受けまして、9月30日招集の第32回組合議会定例会において、要望のあった土地が一般廃棄物処理施設等の建設候補地として適しているかどうか、これを調査するため、地質調査及び地形測量を実施することとして補正予算を提案いたしまして、予算の議決をいただいて測量等の調査業務を発注したものでございます。

なお、この調査の結果については、本年3月29日の議員全員協議会において、議員の皆様に対して説明を申し上げたところでございます。

この調査は、狐禅寺地区に新たな一般廃棄物処理施設を建設することを決定した上で発注した業務ではないことから、覚書に反するものではないと認識しているところであり、住民監査請求の監査においても、これらの事実を認めていただいたものと受けとめているものでございます。

次に、一般廃棄物の焼却処理についての質問がございました。燃やさないで処理すべきではないかという質問でございますが、これまでも議員からは、幾度となくこの質問をいただいていたところでございます。

一関清掃センター及び大東清掃センターでは、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置

法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令で定められている排出基準に基づいて施設の運営管理をしているところでございます。これらの測定結果については、組合のホームページなどにおいて公表しているとおりでございまして、基準値を大幅に下回っていることから、安全な処理ができていると認識しているところでございます。

また、一般廃棄物をできるだけ燃やさないで処理をする、そういうことのため、組合では新たに雑紙回収に取り組むなど、より一層のごみの分別の徹底を図り、リサイクルの促進及び廃棄物の発生抑制に取り組んでいるところでございます。しかし、一般廃棄物の中には衛生上の観点から焼却処理が望ましいものもあることは事実でございます。また、突発的な災害等によって発生した廃棄物の処理に対応するためにも、焼却施設が必要であるということはそのとおりでございます。

したがいまして、現時点で焼却処理を全く行わないということは、住民の日常生活に大きな支障を来すことにもなりますことから、行政としては責任ある現実的な対応に努めることが必要であると考えているところでございます。

なお、介護保険料のコンビニ納付については、事務局長から答弁させます。

議長（武田ユキ子君） 沼倉代表監査委員。

監査委員（沼倉弘治君） 私からは、住民監査請求制度と棄却の理由についてお答えいたします。

地方自治法第242条の規定に基づく住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該地方公共団体の執行機関、または職員による違法、または不当な交付金の支出、財産の取得、契約の締結などの財務会計上の行為による当該地方公共団体が被った損害について、是正、補てん、または損害を予防することに必要な措置を講ずることを求め、監査委員に監査を請求することができるものであります。

職員等の違法、不当な財務会計上の行為により地方公共団体に損害が発生したと監査委員が判断した場合には、行為の差しとめや原状回復、損害賠償の請求などをするよう勧告することができると定められており、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であります。

次に、本年4月24日に監査委員に提出された住民監査請求を棄却した理由についてであります。監査の結果につきましては、監査委員の合意により決定し、6月23日付で公表しているところであります。

概要を申し上げますと、請求人が提出した資料及び陳述の内容、管理者が提出した新廃棄物処理施設等候補地調査業務委託契約書等の関係書類及び組合職員の聞き取り内容などについて監査を行った結果、当該業務委託契約は、締結及び支出関連等の財務会計上の行為に手続上の瑕疵はないものと判断したところであります。また、管理者に対する土地所有者からの要望や一関市議会における請願採択を受けて、候補地となり得る可能性の有無について調査したものであり、組合が損害を被ったとは認められないことから、請求には理由がないと判断し棄却と決定したところでございます。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 私からは、介護保険料のコンビニ納付についてお答えをいたします。

一関市では、平成21年度から市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税のコンビニ納付を開始し、その後、市営住宅使用料、保育料、後期高齢者医療保険料などを追加しているところであります。

介護保険料のコンビニ納付については、県内の市、広域連合等の状況としては、盛岡市、花巻市、宮古市の3市で導入しており、他の7市4団体の計11団体では導入していないところであります。

コンビニ納付に係る経費については、介護保険システムの改修などの初期費用として約830万円、基本利用料、電話回線使用料などの維持費として年間約38万円の支出が見込まれるほか、納付1件当たりの手数料は金融機関窓口が5.4円、口座振替が10.8円であるのに対し、コンビニ納付の場合は60円と高額であります。

介護保険料については、原則として第1号被保険者にあつては公的年金からの天引きによる特別徴収を前提とした制度となっており、特別徴収に該当しない場合のみ、金融機関や口座振替により納付する普通徴収となること、また、普通徴収の納付方法としては、口座引き落としが定着していることなどから、コンビニ納付は導入に係る経費に対して効果が限定的であるため、現時点では導入は考えていないところであります。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） それでは、少し後ろのほうからお尋ねしていきます。

コンビニ納付について、かなり経費がかかるというのに対してはお話いただきました。これをやはり市とか何かに委託するということはできないもののでしょうか。同じようなサイドで健康保険とか介護保険は行政組合が管轄していると言われますけれども、やはり市のその制度を使って委託すれば、手数料はかかっても、セットする830万円という部分はなくてもいいわけですよね。そういうことはどうでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいまの件につきましては、現時点で検討していないということでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） コンビニ納付は住民から見れば簡単にできるので、これは便利だなと思って一応提案したのですが、そのような内容で面倒だという部分がありまして、なかなか住民の意向と違うということに対しては少し残念ですが、まず、少しは時間をとりたいなと思います。後ほど期間があれば検討して行ってほしいなと思います。

次に、住民監査請求に関してですが、この文書の中に覚書は古くなっているという文書があるわけですね。先ほど述べましたが、締結してから16年が経過していると、そして、いろいろな部分の条件がある、だから、変更があるのだという話ですが、でも、現実に覚書があると、それが勝手に当局側で、例えば判断の中に、古くなっているからだめなのだという意味のことで却下されたと思うのですが、そういうことはあり得るのですか。

議長（武田ユキ子君） 沼倉代表監査委員。

監査委員（沼倉弘治君） まず一つは、期間経過もさることながら、現状が大幅に変更されていると、変わっているということが一つの要因であります。まず、今、議員が申し上げていただいた16年間経過、確かにしております。その他、この間を見ると東日本大震災の発生、それからごみ焼却施設の技術の向上、それから岩手県ごみ処理広域化計画の変更、社会全体の高齢化及びこれに伴う地域振興の必要性の高まりがあるという、その中にあって、現状の変化が著しくなっているということが大きな理由でございまして、事情変更の原則に基づいて協議することができると判断したものでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） しかし、覚書については、監査委員みずから、平成21年7月10日、最高裁判所第二小法廷判決により契約説が主流となっているとありますね。契約書というのは変更してからだったら今のような解釈はいいのですから、変更する前にそういうことができるのですか。

議長（武田ユキ子君） 沼倉代表監査委員。

監査委員（沼倉弘治君） 今、話がありましたが、当初は紳士協定というような話になっております。その後、東京高裁において平成21年7月10日、平成でございますが、このときに契約説というような話になりまして、これが今、通常いわれている契約説の話でございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） それであれば、それほどまで御存じであれば、きちんとそれを守って、やはり監査委員として判断すべきだったのではないのでしょうか。それを、先走って、このような形、管理者である市長でさえも、覚書は古くなったからという住民の声に対して、いや、現実にあります、重く受けとめていますという話をしているわけですね。それを監査委員としては、古いからということなり事情変更があるということで勝手に変更して判断されるということは、一体どういふことでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 沼倉代表監査委員。

監査委員（沼倉弘治君） まず、最初に、住民監査請求というものはどういうものかというものを申し上げておきたいと思います。

まず、住民監査請求というのは、執行機関及び職員が会計上、財務会計上の不当な行為、違法な行為についてのみやるわけでございます。ですから、この住民監査請求というのはどういうことかということ、背景にあるのは財務会計上の公正を担保にするものであって、一般行政を担保にするものではないというようになっております。ですから、あくまでも財務会計上の違法な不当な支出になると、それだけが監査の対象になるものでございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 不公平なものだけやはりチェックするのだというようなお話ですけれども、しかし、明らかに覚書という明文があります。そして、仮に16年たったといっても現存してその契約は生きているわけですね。そういうようなものを事情変更通知ということで、その摂理、原則に基づいてと言いますけれども、事情変更は片方だけではできないのですね。双方が合意して初めて事情変更になるというようにされています。ですから、今まで例えばお話あったように、事情変更だから申し入れるというのだけれども、片方がうんと言わなければ事情変更はならないというように思っていますけれども、どうですか。

議長（武田ユキ子君） 沼倉監査委員。

監査委員（沼倉弘治君） 先ほど来申し上げているのですが、その覚書については、あくまでも行政上のものであるということです。ですから、今回の監査においては、会計上において一関地区行政組合が損害を被るかどうかということになるわけでございます。ですから、そういう面では、財務会計上では損害を被っていないというようなことになるかと思えます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） ちょっと確認しておきたいのですけれども、行政上のその文書がある、それに伴わないで執行したということですね。つまり、行政上の文書はつくってはだめだというのは、その予算はまずやってはだめだということですね。焼却炉をつくるための予算をやってはだ

めだとあるのですが、それをしたことは違反ではないのですか。私はそう思っていますけれども、会計上違反は、つまり動いたことによって執行された、それによって会計のほうでは執行しましたので、それは違反だと思うのですけれども、それは違反ではないのですか。

議長（武田ユキ子君） 沼倉代表監査委員。

監査委員（沼倉弘治君） それでは、まず協定書及び覚書でございますが、これが財務会計上の行為に当たるか、住民監査請求の対象かということですが、まず協定書及び覚書については財務会計上の行為に当たらないというのが、これは先例というよりも裁判事例になっております。

それで、その中で、本件の覚書が住民監査請求の対象に含まれないかどうかということとは、まずこういうことでございます。先行行為が当該財務会計行為の直接の原因ということで、できるような密接かつ一体的な関係にあることを要すると解することが正当である。

それで、密接かつ一体的な関係というのは果たしてどういうことかということ、これは先行行為、早くいったら覚書でございますね。先行行為を行うことの主たる目的が実質的に見て、当該財務会計行為に向けられている評価である関係にあること、結局は最初に予約されたのはどこののだと、早く言ったら覚書が先行しています。それについて、先行に問題があるのですけれども、財務会計上には問題ないと、ですから、最終的に申し上げますが、財務会計行為を行う義務を負担する関係であることというようなことになっております。

いずれにしろ、これについては平成4年11月30日、東京高裁の事例、それから仙台の地方裁の判例があって、こういう状況になるかと思います。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） この調査予算をとったとき、用地測量と同時に最終処分場の測量も含まれているのですね。しかし、最終処分場はやらないということで、それは執行しなかったのですね。ということはどういうことかと言いますと、その後に管理者が最終処分場は狐禅寺地区はあきらめたということの新聞報道がありました。ですから、やらないということ、調査しないということであきらめたということは連動するわけです、はっきり言って。しかし、焼却炉についてはそういう話は聞いていません。ということは、調査測量した、そして、次にはやはり造成するだろうというように想定されていますね、普通の段階においては。実際はどのように進行なるかわかりませんけれども。私はその進行すること自体が覚書があれば非常に問題だと。そのスタートラインを、例えば踏切を切ったのだというように私は思っているのですけれども、いろいろなものがありますけれども、いろいろな監査委員の今の御意見ありましたけれども、今回の調査測量は建設のためのスタートラインを切ったのだというように私は解釈していますけれども、そういうことは一切ないわけですか。

議長（武田ユキ子君） 沼倉代表監査委員。

監査委員（沼倉弘治君） まず、その予算関係でございますが、いずれ、先ほど管理者からお話があったとおり、議会まではスムーズに通っております。それから予算も執行されているというような状況でございます。ですから、当初は1,339万2,000円、これが当初予算でございます。その後、先ほど言った最終処分場の測量等はやらないということになって減額になっているわけですが、1,022万3,360円、これが本契約になっております。ですから、最終処分場については入っていないということ。それから、そのときの、例えば議会を通ったもの、議決されたもの、それから契約と、その後の契約ですね、入札も含めて、支払い済みについては全く問題なかったということになるわけでございまして、そういう面では先ほど言った覚書との関係には、まず該当にならな

いですよという意味です。ですから、あくまでも財務関係の分については問題なかったということになるかと思います。

議長（武田ユキ子君） 8 番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） わかりました。一応、その財務関係に対して問題ないということで、監査委員の部分はこれくらいにして、覚書の関係で管理者にお尋ねしますけれども、この覚書が、例えば先ほどの議員の討論を聞いていますと、事情変更の原則に基づいてとありますけれども、この事情変更は仮にあったとしても、相手側があるわけですね。その分の協議は進んでいるのですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 覚書をもとにしていることを前提に相手との協議が進んでいるかという。

（不規則発言あり）

管理者（勝部修君） 私は、事情変更の法理は言うておりません。

議長（武田ユキ子君） 8 番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 先ほどの話の中で、事情変更が結構テーマになりましたので言うておきますけれども、事情変更はしていないということであれば、当然ながら覚書は厳然として生きているわけですね。これは先ほどのお話ではないですけれども、契約書だという部分ですね。契約書が、例えば協定書の 7 条にいろいろな施設の改定があるのだけれども、しかし、覚書にきちんとその話し合いにできないと、焼却施設はつくらないという部分の押さえがあるわけですよ。そういうようなときは、関係なくして協定書を、7 項目めを優先して話し合いをするのだとやるのですけれども、しかし、ほかの施設はともかくとして、覚書の中に含まれている焼却施設は入らないと思うのですけれども、それも入るというように解釈するわけですか。

議長（武田ユキ子君） 那須議員に申し上げます。

通告に沿った質問をしていただきたいと思います。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） ただいまの議員の質問については、先ほど来、私としての考え方は述べているところでございます。何も覚書を無視しているわけでもございませんで、覚書は重く受けとめるということも幾度となくお話をさせていただいてきております。それは、今般のこの定例会の議場でも、何度も説明をさせていただいております。それで御理解をいただきたいと思うわけでございますけれども、いずれ、覚書が現に存在するということはしっかり認識しております。

議長（武田ユキ子君） 8 番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 覚書がしっかりと現存すると、そして、常に重く受けとめているというように解釈したいと思うのですけれども、しかし、実際に。

議長（武田ユキ子君） 那須茂一郎議員に申し上げますが、今の質問は、住民監査請求についてというところの覚書の住民監査請求の関係は通告してありますが、それに沿った質問ですか。

8 番（那須茂一郎君） はい。覚書と住民監査請求がなされたことの関係について、今質問しているわけですね。

それで、覚書を私はきちんと守って、そして覚書のとおりであれば建設的なことも、焼却炉建設に向けての動きもしなかつたろうし、それから、住民監査請求ということはなくて進んできたと思うのですけれども、しかし、それを守らなかつたから私は住民監査請求が出てきたと思うのですけれども、そういうようには解釈しないのですか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 住民監査請求が出された背景というのは、その請求人の中で判断した部分でございますので、ちょっとそこまでは計り知れない部分があると思います。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 私は、きちんとやはり当局のほうで、やはり約束事を守っていけばこういうもめ事がないのではないかと思いますので、やはりその点はきちんとお話ししておきたいなと思っています。

次に質問します。

何度となく、ごみを焼却しないようにということをお願いしているわけですが、ごみを焼却することによって一番の重要な問題は排ガスなのですね。ごみの焼却が進歩しているような話はされていますけれども、でも、逆に言えば建設的なことも進歩して、一番最初は黒い煙、白い煙程度だったのですけれども、その中にいろいろなものが含まれているということも出てきているわけです。そのガス等が出ているということを、やはり、当局は今現在、2つの焼却炉を抱えていますけれども、その排ガスの中に含まれているということを認識していますか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） その焼却施設から発せられるガスの中に、一般に排ガスと言われるものがございますけれども、さまざまな成分があるということは認識をしております。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） それらは、先ほど言ったように、いろいろな、例えば化学物質が出て、そしてダイオキシン類というのを大体基準にしてやることはありましたけれども、何万倍、何十万、何百万倍も出ているということですね。それがどのような毒性があるかということも認識していますか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） そのガスの中に含まれている成分については、いずれもこれはどれも化学物質でございますので、それについては、いろいろな作用するものがあるということはそのとおりであると思ってございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 焼却炉のいずれを見ましても高い煙突で上空に排出していくということで、それは上空に拡散したいというような思いがあるようで、どこの工場の煙も、それから焼却炉も含めて高い煙突でやっていくと。しかし、煙を出した途端、全地球の大気と一瞬にして混ざり合うかと言えばそうでなくて、温かい空気は一段となってやって、それからだんだん冷えて気流とともに下がっていくのだ、そういう話を聞いたことがありますけれども、そういうように思っていますか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 今、大気中にさまざまな物質があるわけがございますけれども、それが大気の流れでありますとか、風でありますとか、気温でありますとかによって拡散をする、あるいは変動するといったことは、当然、自然でございますので、あるとは思いますが。そういった認識は持っております。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） そうであれば、ぜひ、ごみを燃やさない方策を私は検討していくべきだと

思うのですね。やはりどこも、狐禅寺ばかりではなくて、よその住民団体も含めて焼却に対して非常に敏感になっており、そして、今まで関心なかったようなことも関心持って、そして、それが次々と発見されてくるわけですね。そういうことを見れば、焼却によるという部分のリスクは相当大きいものと考えますけれども、そうは思いませんか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいまの件につきましては、清掃センターへの排ガス中の放射性セシウム濃度を現在、定期的に測定をしているわけでございますけれども、測定を開始した平成23年7月以降、不検出という結果が出ております。それから清掃センターの屋外の空間放射線量率も定期的に測定をしておりますけれども、平成23年7月以降、大幅に下降いたしまして、平成28年4月では0.10マイクロシーベルトということで、この値は清掃センターから遠く離れた市内各地の公園の測定結果と差が小さく、減少傾向も同様となっている状況でございます。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 今、セシウムのお話をされましたけれども、この問題については以前、きちんとお話ししたことがありました。それは当局とかみ合わなかったのですけれども、どうしてかという、やはり検査方法が違ふと、排ガスの検査方法が違ふと。それで、検査に排ガスから出るセシウムを捉え切れていないということで、それで非常に小さい値やゼロに近い値が出ると、しかし、実際には、放射性物質を燃やすことによってセシウムが気化し、そして、水をかけることによって固化して、そして、バグフィルターを通り超えていくというような形の話がずっとやってきました。しかし、それに対して、そういう検査方法があると言いながらもそれをしない、環境省の検査だけだという考え方です。今のは環境省の検査だけでしょう。

議長（武田ユキ子君） 菊池事務局次長。

事務局次長（菊池覚君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

以前から議員のほうからは何回となく御質問をちょうだいしているわけですが、いわゆる測定方法につきましては、以前にもお話しした内容ではございますけれども、環境省から伺っている話の中では、新たな測定方法を採用する場合には、実験室レベルでのデータを蓄積し、かつ既存の測定方法と比較しつつ、有識者による検証を経る必要があるというように伺っているとございまして。そういったことから、現在、最も信頼されている測定方法で、国が定めた測定方法で測定をしているというものであります。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 近い将来には新たな測定方法も出るかと思っておりますけれども、その間、ずっと今お話しされた測定方法でやっているわけですね。しかし、実際にその測定方法は非常に科学的に見ても不備だという話を何度となくお話ししているわけですね。この場でも、それからいろいろな会議などでもですね。そして、バグフィルターのメーカーの話であっても、あまりにもやはり早いことに対しては不安があるとさえもお話しされました。ですから、そういう部分も含めてやらないと、後からになって出ていたよ、ごめんなさいで済むのかという問題ですね。今まで出ていない、出ていないということが間違いだったということにならない。ですから、このセシウムが今検査されたゼロとか、検出限界ぎりぎりに近いという話ですけれども、しかし、それ以上にバグフィルターを通り越しているのではないかという不安があって、やはり新たな検査方法というかもしれないけれども、参考までにでもいいから、やはり検査している方と話し合ってやっていく必要があるのではないのでしょうか。環境省では出ていない、しかし、新たな検査方法が

出ていると、どちらが正しいのかという部分のやはり誤差とか、それから検査のやり方というのは比べる必要があるのですよね。1つだけで信じてやって、後で出ていたといったらどのような形で住民におわびするかわかりませんよね。やはり検査方法というのは新たな方法を考えるつもりはありませんか。

議長（武田ユキ子君） 菊池事務局次長。

事務局次長（菊池覚君） このお話も以前お答えしたお話と同じということになりますけれども、先ほど申し上げましたように、新たな検査方法については、そういった手続を経て専門家の正式な議論等々を踏まえた上で改正されるものという内容でございます。そういった中からいたしますと、全く私どもが承知している以外の測定方法で検査した結果、例えば出ている、出ていないという話になったにしても、それがどういう意味を持つのかというのも不明でございますし、また、それが人体にどのような影響を及ぼすものかというようなことについても検証されているわけではないものというように思われますので、現時点では他の方法を採用するというような考え方は持ち合わせていないところです。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8番（那須茂一郎君） 先ほど話したように、問題となるのはセシウムばかりではありません。重金属の気化の問題、そして、ほかの塩化フェノールや塩化ベンゼンというような問題、それから芳香性、臭素性ダイオキシンの問題、ニトロ多環芳香族炭化水素の問題、いろいろあるわけですね。それらをきちんと調べて、やはり住民に、これは問題ありませんぐらいは言う必要があると思うのです。それらがあれば強い毒性があると、肝臓障害ある、腎臓障害ある、生殖障害ある、発がん性があるというようになっています、それらの物質がですね。それらが、一つだけではある程度許容量は大きいかもしれませんが、複合的に作用したとき、かなり少ない値でもそういう作用するという報告もあります。そういうようなところは、もちろん皆さん方は知っているといるのですけれども、市独自に検査して、本当にこれは大丈夫なのだということを住民にお話する必要があるのではないのでしょうか。実際に、今現在燃やしている煙の中において、測ったものに対しては基準値以内だから大丈夫ですよということではなくて、私は市独自に、測りたいという人たちもあるし、それから、測る機関だって結構あります。それらを環境省ばかりでなくてきちんと測ると。しかし、そのとき、報告するときは、必ず環境省の値はこのぐらい、私たちが測ったときはこれぐらい、どちらが正しいかはこれからの部分です。ただ、標準は環境省です、そういう程度の部分は皆さんに報告する必要があるのではないのでしょうか。違いますか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 今の部分は提案という形にお聞きしたらいいのかどうかわかりませんが、そのような市独自でということ、これは一関だけの問題でしょうか。これはやはり、私は、我が国の環境行政の問題であり、その専門機関として国立の環境研究所というものがあります。ところが、一関市にはそういう専門機関がございません。今、一関でよりどころとしているのは、やはり国のガイドラインでございます。そこに従って今進めているわけです。同じように、これは全国の自治体が皆そうでございます。何か特例的なことがあれば、そのポイント、ポイントで特別な調査する場合はあるかもわかりませんが、通常の場合には、そういう国の示したガイドラインにのっとって市としての対応をしているというのが、これは通常な姿ではないのでしょうか。私はそう思います。

議長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 国がしないから一関市だけしなくてもいいみたいに、できないのだという
ような話に対しては少しがっかりしたのですけれども、先ほど水銀の話が出ていました。水銀の
部分で、ある東京都区内の焼却炉で、1立方メートル当たり水銀が0.05ミリグラムあると焼却炉
はとめるという話があったそうですね。ところが、それが次々とやはり反応して、年に19回も焼
却炉をとめたという話があるのですね。わずか0.05ミリグラムですよ。そういうのが気化して、
水銀は気化しやすいですから、1立方メートルの排ガスの中にそれがあつたと。それらを、国の
基準では何も問題ないのですけれども、そこ独自にやはり一つの汚染として調べた、それによっ
て、その基準を超えたとき焼却炉がとまるということなのですけれども、本当に連続して燃やしてい
るものが、それぐらい回数がとまったという報告がありました。ですから、一関も、やはりどう
いうようなものが出ているのか、きちんとやはり測っていくということが大切ではないでしょ
うか。

議 長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 基準値をどこに置くかでありますとか、あるいはその検査項目を何にする
かというのは、それはお話しのとおり、私どもがよりどころにしているものは違いますが、いずれ、
基本としては今お話しのとおり、そういった安全側に立ってそういったような配慮をしているも
のでございます。

議 長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 県外ですけれども、ある検査機関が、ちょっと違いますけれども、米とか
作物の農薬含有量を調べてほしいという話を要請したことありました。それで、その農薬含有量、
つまり農薬の種類とか含有量ですね、いいですよという話でした。それで、単価が7万円ぐら
いかかるということで費用の面でとんざしましたけれども、その中で検査項目が500種類の化学物
質を調べるのがいいですよと、その報告が7万円でしたという話でしたね。ですから、そういう
検査機関があれば、私の知り合いでもガスを調べたいという人がいまして、なかなか行政では許
可してくれないからという話をされました。ですから、今話されたように、国の検査機関で決
めたこと以外のガスだって大量に出ているのだと。これらを調べる機関が、私は、県内なり市内に
はないかもしれませんが、きちんと探せばあると思うのですね。やはりそれらを測って、
燃やせばこのようにだめなのだとすることをきちんと私は確認していくことが大切だと思うの
ですけれども、そのようなお考えはありませんか。

議 長（武田ユキ子君） 菊池事務局次長。

事務局次長（菊池覚君） 何度も同じことの繰り返しになってしまいますけれども、この点につい
ても前回、前の議会のときにもお答えしたところでございますが、確かにこれは焼却灰の内容であ
りますけれども、焼却灰に含まれるアルキル水銀、あるいはカドミウム、セレンといったような
物質を測定しておりますというような御報告を申し上げた記憶がございますけれども、そのよ
うに焼却灰、あるいは排ガス中にはそういったものが含まれている可能性があるということはそ
のとおりでございますけれども、それが人体にどれほどの影響を及ぼすものかというようなことか
らすれば、焼却灰に含まれている、定められている基準から比較しますと、大幅に低いものとい
うようなことですので、そういった意味から考えますと、仮に含まれていたにしても、ごく微量
のものというような考え方で、人体には影響のないものというように考えているところでござ
います。

議 長（武田ユキ子君） 8番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 微量だから関係ないという話でしたけれども、先ほど焼却灰をセメント工場にという話ありましたね。それで、東京のある人たちがエコセメントということで、灰をセメントに混ぜて処理するという方策をやっているところがあったのですが、その中で、エコセメントの周辺の学校のぜん息の罹患率が15%もあったという報告がありますよ。それで、それは住民が住んでいるのではなくて、学校という、昼間来ただけでそのぐらいの部分があったと。これが少ないものというように解釈するか多いと解釈するかはまた別ですよ。そういうようなことを話す人たちがいたり、それから検査結果があるわけですよ、はっきり言ってね。ですから、安易に、やはり焼却灰をエコセメント化ということでセメントの原料にすると、その周辺のやはり環境が汚染されるのだろうというように私は解釈しますから、エコセメントということで灰をセメント工場に持って行ってやるというのに対しては、私は慎重になるべきだと解釈しますが、そういうようなデータは知っていますか。

議長（武田ユキ子君） 佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） ただいまお話のありました点について、知っているか知っていないかということであれば、今初めて聞きました。

議長（武田ユキ子君） 8 番、那須茂一郎君。

8 番（那須茂一郎君） 私もいろいろなところを歩いて、お話を聞いたり人に会って、やるのだと。確かに微量かもしれない。この間、一関市議会のとて、市長に言われたのですが、小さなものを膨大に話すのだというように言われた、そんなように最後に言われたような気がしますけれども、しかし、そういう注意をきちんとやはりやっていくのだということが私は非常に大切だと思うのです。

例えば個人差があると、例えばお酒でも、1 升飲んでも大丈夫な人もいるし 1 合でもだめな人もいるということなのですね、個人差があると。そして、まして大人でなくて、やはり胎児とか子供たちがどういふ影響を受けるのかという部分を、神経をとがらせて私はやってほしいと思うのです。

このごみの焼却に関して先ほどあって、子供たちを育てるとき、狐禅寺の近くでいやだから引っ越ししたいという前の議員の話がありましたけれども、そのように、大丈夫だったら何の問題もなくやっているのだけれども、そういう問題が、政府のほうなり当局が認めないけれどもあるのだと、それを感じるのだと。これではごみの焼却というのはあり得ないのではないかなと思うのです。そうでなければ、今現在されているように別の方策を考えていくのだと、これも一つの大きな選択肢だと思うのです。どうしても燃やすのだと、行政の責任で焼却炉をつくるのだといいますが、しかし現実には、焼却炉をつくっていない自治体もあるわけです。そういうことをやはり検討して、今、一関が抱えている狐禅寺の問題なり、それから将来の大東の問題なり、やはりごみの焼却について考えてほしいと、そう思うのですけれども、最後ですけれども、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） できるだけ燃やさないようにしようと、できるだけごみを発生させないようにしようと、あるいはリサイクル、そういうものについて、今後、市民に広く働きかけていくということは、これはもう市民お一人お一人の御理解をいただきながら浸透させていかなければならないと思っております。ただ、先ほども答弁でお話しさせていただきましたけれども、どうしても焼却しなければならないような場合があるわけですので、全て焼却以外の方法でとい

うことは、今はちょっと考えられないということでございます。

議長（武田ユキ子君） 通告時間に達しましたので、那須茂一郎君の質問を終わります。

午後 3 時 40 分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 40 分

議長（武田ユキ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

日程第 5、認定第 1 号、平成 28 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第 6、認定第 2 号、平成 28 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上 2 件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 認定第 1 号、平成 28 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第 2 号、平成 28 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 28 年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び介護保険特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

議長（武田ユキ子君） 武田会計管理者。

会計管理者（武田敏君） 平成 28 年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、御説明を申し上げます。

決算書の 2 ページ、3 ページをお開き願います。

各会計歳入歳出決算総括表でございます。この表により説明を申し上げたいと思います。

収入済額、支出済額、収入支出差引額の各欄をごらんください。

初めに、一般会計について申し上げます。

収入済額 24 億 587 万 872 円、支出済額 22 億 8,849 万 4,160 円、収入支出差引額は 1 億 1,737 万 6,712 円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、介護保険特別会計事業勘定であります。収入済額 149 億 2,610 万 8,659 円、支出済額 145 億 22 万 1,936 円、収入支出差引額は 4 億 2,588 万 6,723 円であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定であります。収入済額 3,766 万 4,713 円、支出済額 3,454 万 6,754 円、収入支出差引額は 311 万 7,959 円であります。

なお、実質収支額についてであります。一般会計及び介護保険特別会計ともに平成 29 年度への繰越事業はございませんでしたので、それぞれの収入支出差引額が実質収支額となります。

以上で私からの説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 私からは、平成 28 年度一関地区広域行政組合決算の概要につきまして、主要な施策の成果に関する説明書により説明を申し上げます。

2 ページをお開き願います。

一般会計決算につきまして、(2) 決算収支の状況をごらん願います。

歳入総額24億587万872円に対し歳出総額22億8,849万4,160円であり、歳入歳出差引額は1億1,737万6,712円であります。

平成29年度への繰越事業がないことから、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の1億1,737万6,712円であります。

次に、(3) 歳入決算であります。決算額につきましては、四捨五入による1,000円単位で説明を申し上げます。

分担金及び負担金につきましては、構成団体であります一関市及び平泉町からの収入であり、決算額が18億6,655万8,000円、対前年度比で2億4,455万1,000円の増であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、3 ページの(5)に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市17億4,070万4,000円、構成比は93.3%、平泉町1億2,585万4,000円、構成比は6.7%であります。

2 ページにお戻り願います。

歳入決算2行目の使用料及び手数料につきましては、使用料は、清掃センター敷地内に設置を許可しております自動販売機等の敷地料など、手数料は、一般廃棄物処理業等の許可申請手数料5件、ごみ処理手数料、し尿処理手数料であり、決算額が2億711万4,000円、対前年度比で503万9,000円の減となっております。

飛びまして、諸収入につきましては、放射性物質に汚染された牧草の焼却及びペレット状にした汚染牧草を焼却炉に投入するための設備設置に係る受託収入、東京電力原子力発電所事故損害賠償金、清掃センターにおけるアルミ、スチール、紙、ペットボトルなどの資源物等の売払金などであり、決算額が1億5,330万1,000円、対前年度比7,834万円の増となっております。

なお、東京電力原子力発電所事故損害賠償金につきましては、平成27年度の放射性物質対策に要した損害賠償請求額の一部が賠償金として支払われたものであります。

3 ページとなりますが、歳出について説明を申し上げます。

議会費は、組合議会議員報酬のほか、議員研修や会議録作成等の議会事務に要する経費であり、決算額が196万円、対前年度比で45万5,000円の増となっております。

主要な事業につきましては、11ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、総務費は、主に組合広報の発行やホームページ管理など、組合運営に要する経費のほか、財政調整基金への積み立てであり、決算額が1億4,113万7,000円、対前年度比で5,848万6,000円の増となっております。

主要な事業につきましては、11、12ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

なお、財政調整基金の年度末現在高につきましては、財産に関する調書で後ほど説明をいたします。

衛生費につきましては、火葬、ごみ処理、し尿処理の要する経費で、決算額が20億139万6,000円、対前年度比で7,630万7,000円の増となっております。

公債費につきましては、決算額が1億4,400万1,000円、対前年度比で1,164万6,000円の減となっております。

4 ページをお開き願います。

地方債残高につきましては、平成28年度末残高が 3 億6,973万3,000円となっております。

14ページをお開き願います。

主要な事業について、説明を申し上げます。

生活環境対策費につきましては、主に清掃センター施設周辺住民との公害防止協定等に基づく業務を行っているものであります。

黒丸の上から 2 つ目の公害防止等に関する会議等の開催については、定期的に公害防止対策協議会等を開催し、稼働状況及び環境測定結果等の報告等を行ったものであり、決算額につきましては、会議録の作成等の経費であります。

次の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断業務委託料等につきましては、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様の健康診断等を実施したものであります。

黒丸の下から 4 つ目の廃棄物処理基本構想策定業務委託料につきましては、県南地区ごみ処理広域化基本構想に基づき、エネルギー回収型廃棄物処理施設、最終処分場施設、リサイクル施設の整備に係る基本方針を策定したものであります。

その下の循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料につきましては、廃棄物の 3 R を総合的に推進し、循環型社会を形成するための施策や廃棄物処理施設の整備計画を策定したものであります。

15ページとなりますが、一般廃棄物処理施設等建設候補地調査事業費につきましては、平成28年 6 月21日に土地所有者 8 人から、当組合、一関市及び平泉町に対して、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、余熱活用施設などの建設候補地の選定についての要望書が提出され、一関市議会議長に対して請願書が提出されたものであり、この請願書が 8 月30日に市議会において請願が採択されたとの市議会議長通知が 9 月 5 日付で市長から組管理者に通知されたものであります。

組合では、これらのことを受け、9月30日招集の第32回組合議会定例会において、要望のあった土地が一般廃棄物処理施設等の建設候補地として適しているかどうかを調査するため、地質調査及び地形調査を実施することとし補正予算の議決をいただき、調査を実施したものであります。

火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑とも、平成26年度から指定管理者により運営しているところであり、施設整備の補修等につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の火葬炉設備補修、千厩斎苑空調設備改修等を実施したものであります。

利用実績等につきましては、20ページ、21ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

1 つ飛びまして、一関清掃センター費のごみ焼却施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。

施設設備の補修等につきましては、定期補修のほか、排ガス処理施設定期補修、焼却プラント制御装置更新等を実施したものであります。

16ページをお開き願います。

リサイクルプラザ管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。

施設設備の補修等につきましては、プラント設備整備、細破碎機緊急修繕等を実施したものであります。

1 つ飛びまして、ごみ収集運搬事業費につきましては、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを委託により収集したものであります。

なお、粗大ごみの収集につきましては、平成24年度以降、隔年実施としているところであり、平成28年度は収集しない年でありました。大東清掃センターにありましても同様であります。

廃棄物処理施設モニタリング事業費につきましては、廃棄物処理施設から発生した廃棄物の放射性物質濃度測定を専門業者に委託して実施したものであります。

17ページとなりますが、大東清掃センター費のごみ焼却施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。

施設設備の補修等につきましては、燃焼設備等定期補修、活性炭投入コンベア修繕等を実施したものであります。

その下の牧草ペレット焼却設備設置工事につきましては、放射性物質に汚染され、ペレット状にした牧草を焼却炉に投入するための設備を設置したものであります。

リサイクル施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。

施設設備の補修等につきましては、可燃粗破砕物搬送コンベア整備、粗破砕機整備等を実施したものであります。

18ページをお開き願います。

舞川清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。

施設設備の補修等につきましては、活性炭吸着塔ろ材交換工事等を実施したものであります。

指定廃棄物保管事業費につきましては、国の委託を受けて保管管理している8,000ベクレルを超える飛灰について、空間線量率測定を専門業者に委託して実施したものであります。

花泉清掃センター費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。

東山清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修等の経費であります。

焼却灰等の埋立てについて、埋立て場所の下部エリア最終覆土工事及び上部のり面最終覆土工事を実施したものであります。

施設の概要等につきましては、22、23ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

24ページを開き願います。

ごみ搬入量実績につきましては、組合収集分と持ち込み分の合計が3万7,870.42トン、対前年度比で1,012.33トンの減となっております。

25ページから29ページは、種類別の搬入量実績であります。

30ページをお開き願います。

資源物の搬出状況につきましては、合計が3,597.64トン、対前年度比で228.79トンの減となっております。

31ページとなりますが、最終処分場の埋立量につきましては、合計が5,325.52トン、対前年度比で452.67トンの減となっております。

なお、焼却灰のうち飛灰につきましては、引き続き遮水と覆土による埋立てをしているところであります。

戻りまして、19ページをお開き願います。

一関清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、し尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修等の経費であります。

施設設備の補修等につきましては、加圧ばっ気槽軸流ポンプ整備、前処理機整備等を実施したものであります。

1つ飛びまして、川崎清掃センター費のし尿処理施設管理費につきましては、し尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修等の経費であります。

施設設備の補修等につきましては、I Z循環ポンプ等設備整備を実施したものであります。

34ページをお開き願います。

(2)の処理状況につきましては、合計が8万1,258.37キロリットル、対前年度比で1,185.80キロリットルの減となっております。

以上が、一般会計決算であります。

次に、介護保険特別会計事業勘定の決算について、説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。

(2)の歳入決算であります。保険料につきましては、決算額が25億8,973万3,000円、対前年度比で7,589万4,000円の増となっております。

分担金及び負担金につきましては、構成団体である一関市及び平泉町からの収入であり、決算額が21億5,269万9,000円、対前年度比で516万1,000円の減となっております。

構成団体ごとの内訳につきましては、7ページの(4)に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市20億3,150万1,000円、構成比は94.4%、平泉町1億2,119万8,000円、構成比は5.6%であります。

6ページにお戻り願います。

(3)の歳出について説明を申し上げます。

総務費につきましては、介護保険運営協議会開催など、保険事業の総務的な業務や保険料の賦課徴収、要介護認定に係る調査及び審査に要する経費であり、決算額が3億1,105万円、対前年度比で1,217万1,000円の増となっております。

主要な事業につきましては39ページに、認定者数につきましては45ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

保険給付費につきましては、決算額が134億7,579万1,000円、対前年度比で1億1,766万6,000円の増となっております。

なお、介護サービス費等の給付実績につきましては40、41ページに、利用実績につきましては46、47ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

基金積立金につきましては、保険料及び基金利子を介護給付費準備基金に積み立てたものであり、決算額が2億1,179万5,000円、対前年度比で5,762万1,000円の減となっております。

地域支援事業費につきましては、介護予防事業及び包括的支援等事業に要する経費であり、決算額が3億950万2,000円、対前年度比で4,428万6,000円の増となっております。

諸支出金につきましては、前年度の介護給付費等の精算に伴う国、県、支払基金、構成市町への返還金及び過年度保険料還付金であり、決算額が1億9,208万4,000円、対前年度比で1億913万5,000円の増となっております。

41ページをお開き願います。

主要な事業について説明を申し上げます。

介護予防事業構成市町委託事業費につきましては、手足の機能向上、口腔の機能向上などの事業について、構成市町に委託し実施したものであります。

42ページをお開き願います。

包括的支援事業費につきましては、黒丸の上から3つ目の地域包括支援センター（高齢者総合相談センター）業務委託について、西部及び東部地域包括支援センターにおける総合相談や研修会の開催等のほか、社会福祉法人、医療法人及び一関市病院事業への委託により、地域包括支援センターを運営しているところであり、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護等を実施したものであります。

次の包括的支援事業業務委託につきましては、介護等に関する総合相談業務等を事業所に委託して実施したものであります。

43ページとなりますが、任意事業費につきましては、黒丸の上から2つ目の任意事業の構成市町への委託について、家族介護支援事業、配食・給食サービスなどの任意事業を構成市町へ委託して実施したものであります。

44ページをお開き願います。

保険料の賦課及び収納状況について説明を申し上げます。

特別徴収保険料について、（1）の調定額は24万2,074件、（5）収納率は100%であります。

普通徴収保険料については、調定件数が1万3,127件、収納率は87.49%であり、（3）の収入未済件数は1,746件であります。

滞納繰越分につきましては、調定件数は4,954人で収納率は10.54%であります。

不納欠損の事由につきましては、（4）のとおりで、生活困窮が409人、死亡による相続放棄などが43人、所在不明及び転出を合わせて10件の合計462人となっております。

48ページをお開き願います。

平成28年度介護保険事業計画と実績との比較につきましては、総合計で申し上げますが、計画値139億5,196万5,000円に対し、給付実績は134億7,579万円となっており、実績割合は96.6%であります。

以上が、介護保険特別会計事業勘定決算であります。

次に、サービス勘定について説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

サービス勘定につきましては、西部及び東部地域包括支援センターが所掌する要支援1、2の利用者に係る介護予防支援計画、いわゆる介護予防ケアプランの作成管理をするものであります。

（2）の歳入決算であります。サービス収入につきましては、介護予防ケアプランの作成料であり、決算額が3,633万9,000円、対前年度比で28万7,000円の減となっております。

次に、（3）の歳出決算であります。サービス事業費につきましては、介護予防サービス計画の策定に係る諸事務費及び居宅介護支援事業所への介護予防ケアプランの作成委託経費であり、決算額が3,327万4,000円、対前年度比で216万1,000円の減となっております。

事業実績につきましては、53ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が、サービス勘定決算の状況であります。

次に、財産について説明を申し上げます。

恐れ入ります。決算書の72ページ、73ページをお開き願います。

公有財産の土地及び建物につきましては、平成28年度に整備しました固定資産台帳の数値とし

たところであります。

土地が減となった要因につきましては、道路及び河川の敷地並びに借地を除外したことなどによるものであります。

建物が増となった要因につきましては、記載漏れによるものであります。

74ページをお開き願います。

基金につきましては、財政調整基金は年度末現在高が2億1,429万5,000円、介護給付費準備基金は年度末現在高が5億9,100万6,523円となったところであります。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要について説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

決算認定議案でありますので、一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、時間は45分以内としますので、御留意願います。

金野盛志君の質疑を許します。

金野盛志君の質疑は、一問一答方式です。

10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） この広域行政組合の議会から私と岩渕善朗議員が大東清掃センターの公害防止対策協議会に選出されて、年何回かそういう協議を行っていますので、そういう皆さんの意見も踏まえて質問したいと思います。

この決算書の18ページ、8款3項1目、東京電力の賠償金、これはなぜ質問するかと言いますと、大東清掃センターで焼却した灰が東山清掃センターに埋立てをしています。その際に、約束のもとに覆土をやっているのですね。土を相当盛っている。ということは、それは最終処分場の容量を狭めているわけですね。これは、1つは、その覆土というのは、その割合というのはどのような割合になっているのか、それから2点目は、そういう狭めたといいますか、そこを覆土せざるを得なくなった要因は原発事故なのですね。これについては、何らかの算定方法でそれを東京電力に対して損害賠償をすべきではないかと思うのですけれども、それはどうなっているか伺いたいと思います。

2点目、24ページの3款1項1目ごみ減量化対策費、これについては、先ほどごみ減量化対策の質問がありましたので、私は今後の方向性といいますか、どういうものをつくっても、新しいものをつくろうが最新の技術のものをつくろうが、やはりごみの減量化、特に当市は資源循環型まちづくりというのを標榜してやろうとしているわけですね。そうした中において、いわゆる資源としてごみを捉える、そういうごみの減量化対策というものについて、現在の検討状況はどうなっているかということをお伺いしたい。

3点目は、28ページの3款3項3目の舞川清掃センター費ですか、指定廃棄物の関係について伺います。

これは、8,000ベクレル超は指定廃棄物にするとということに国の方針でなっているわけですね。ただ、現在の状況はどうなっているのか、その線量というものについて測定しているのかどうか。そして、さらに、仮に8,000を下回った場合は、それは指定から一般廃棄物になったのではこれは大変ですけれども、その辺の考え方というのはどうなっているかということについて伺いたいと思います。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 金野盛志議員にお答えをいたします。

まず、焼却灰等の埋立てについてであります。ごみの飛散防止や害虫等の発生を防止するため、従来は一定量の焼却灰等を水平に敷きならし、その上に覆土をするサンドイッチ方式という方式で行っていたところですが、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質を含む焼却灰を埋立てることとなった平成23年からは、環境省のガイドラインにより、焼却灰の下部、上部、側面全てを覆土するセル方式という方式により埋立てをしております。

東山清掃センターの覆土量は、埋立てするブロックごとに測量をしていないということから、正確にその量を把握できていませんけれども、セル方式はサンドイッチ方式に比べて側面部分を覆土する分がふえていることとなっております。

なお、覆土量の増加に伴い、最終処分場の埋立て期間が短縮される分の取り扱いについて、県内の主な団体に確認したところ、現時点では損害賠償請求はしていないということでございましたが、引き続き他団体と情報交換をしながら、損害額の算出方法などについて研究をしてみたいと考えております。

次に、指定ごみ袋の統一についてであります。平成27年6月に意見の集約と検討を一関市及び平泉町に依頼し、平成27年10月に平泉町から、平成28年7月に一関市から意見集約等の結果が提出されたところであり、平成28年度から廃棄物処理懇話会において検討をいただいております。

今後、懇話会での取りまとめが終了し提言をいただいた後、速やかに組合として実施方法を決めたいと考えております。

なお、ごみ袋統一の時期は、平成30年4月1日からとすることを目標に、組合として取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、指定廃棄物の保管についてであります。当組合では、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質の影響により、8,000ベクレルを超えた一般廃棄物の焼却飛灰199.8トンについて、指定廃棄物として国の委託を受け、一時保管をしております。

指定廃棄物については、平成28年4月28日に施行された環境省の省令により、国、または一時保管者が8,000ベクレル以下であることを確認した場合、双方で協議を行った上で当該指定廃棄物の指定解除をすることができるとされておりますが、組合としては、現在、一時保管している指定廃棄物は、国の責任において処理するべきという認識であることから、現時点で指定解除を進める考えはございません。

また、組合で一時保管している指定廃棄物について、指定された後に国、または組合において放射性物質濃度を再測定したことはなく、国から再測定したいとの連絡を受けた経過もないところでございます。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） 3点目はわかりました。

東京電力の賠償金について質問しますが、今月ですね、今月、私どもが福島に行って損害賠償紛争解決センターに伺って、会派の中でいろいろ所長初め話をしたのですが、その中で、この大東清掃センター、東山清掃センターのこういう最終処分場の容量を落とした原因は東京電力でしょうと。それは合理的なそういう原因がわかっているわけだから、ただ、そういう損害賠償をされていますかと聞いたらされていないというのですね、受けていないと。損害賠償の基本は、合理的な理由があれば損害賠償するというのが法律の中で決められている考え方なのです。やはり、これはやっておかないと、1回でもものになるかわかりませんが、

そういうことをやはりやって出していかないと、悪く言えば、もうそんなのは時効ですよということになるのではないかなと思うのですよね。やはりこれは出すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいまの御意見でございます。基本的にはそのような方向で行いたいということでございますが、その詳細について、これから研究してまいりたいというように思っております。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） ごみ減量化というのは、私が聞いたかったのは、ごみ袋の統一とか、それも大事ですよ。ただ、それよりももっと進んだ、いくらいい施設をつくっても、もともとのごみをどうするかという検討は、これは別にやっていかなければならない。

例えば、やはりこれも恐縮ですけれども、私どもの会派で新潟の長岡清掃センターに行ったときに、長岡清掃センターのバイオガス発電の年間の維持管理は1億8,000万円、ただ、H I Tで発電して電力を売って、それが1億3,000万円の収入になっていると。当初は1億8,000万円丸々出さなければならなかったものが5,000万円程度で済んでいますよということなのですね。そのためには、本当にごみを資源化していくのです。そういう検討を、検討の俎上に、これはどういう施設をつくろうが私は進めなければならぬことだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 指定ごみ袋の統一についてのそもそもの目的でございますが、分別の徹底による廃棄物の減量化、リサイクル推進、資源への意識の転換が必要ということで取り組んでいるものでございます。まさしくそのとおりであるというように思いますので、ごみ袋の統一化にあわせて、これらについても検討してまいりたいというように思っています。

議長（武田ユキ子君） 10番、金野盛志君。

10 番（金野盛志君） やはりそのためには、先ほどから答弁にもいろいろありますけれども、このごみの問題について、やはり市民的議論、よくシンポジウムとかワークショップという形の方法をとってやりますよね。私は本当に市民の末端までこのごみ、資源、こういうことをやはり取り組んでいく、並行的にやっていく必要があるのではないかなと思うのですよね。ぜひ、そういう考え方で取り組んでいただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） ただいまの貴重な御意見のもとに今後進めてまいりたいというように考えております。

議長（武田ユキ子君） 金野盛志君の質疑を終わります。

次に、5番、菊地善孝君の質疑を許します。

菊地善孝君の質疑は一問一答方式です。

5番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 私は一般質問で大分深めましたので、ここでは省かせていただきます。

議長（武田ユキ子君） 菊地善孝君の質疑を終わります。

次に、岩渕善朗君の質疑を許します。

岩渕善朗君の質疑は、一問一答方式です。

13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） 認定第2号の歳入歳出決算書60ページ、4款1項1目交付金事業費、介護予防事業構成市町委託事業費について伺います。

主要な施策の成果に関する説明書にもありますが、主な実施事業の事業内容、それから事業実施の検証方法、事業実施の効果をどのように捉えているのか、さらに、予算に対し10%以上、647万円余の不用額が出ていますが、その理由をお伺いします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 岩渕善朗議員にお答えをいたします。

介護予防事業についてであります。

当組合では、65歳以上の高齢者のうち、介護や支援を必要としない元気な高齢者を対象とした一次予防事業と、今後、介護や支援が必要となる可能性が高い高齢者を対象とした二次予防事業を構成市町に委託し、実施しているところであります。

一次予防事業は、生活機能の維持や向上を目的として、介護予防教室、健康教室、健康相談などを実施しており、二次予防事業は、要介護や要支援状態になることをできるだけ防ぐことを目的として、要介護認定を受けていない高齢者の中から生活機能の確認を行う基本チェックリストにより対象者を把握し、身体機能向上のための運動、低栄養状態を改善するための栄養指導、口腔機能を向上させるための機能訓練などを実施しているところであります。

次に、構成市町からの再委託によって各事業者が実施している介護予防事業については、一関市にあっては、介護予防教室、通所型介護予防事業、配食サービスを社会福祉法人などに再委託し、平泉町にあっては、通所型介護予防事業、配食サービスを社会福祉法人に再委託して実施しているところであります。

次に、介護予防事業の実績については、平成28年度の介護予防教室などの一次予防事業への参加者数は、延べ3万4,561人となっております。運動機能や口腔機能の向上を目的とした教室において、参加者を対象として実施した身体運動にかかわるチェックリストの調査では、健康の維持改善が図られたと感じた方の割合が全体で83%という結果が得られたところであり、一定の効果が上がっているものと捉えております。

なお、不用額等の理由ということでございますが、介護予防事業につきましては、これまでもなかなか、みずから足を運んで会場に行って予防教室等へ参加をするということが少なく、これは大きな課題になってきたというところでございます。

不用額については、端的に申しますと、この部分、計画に対して実績が伴っていなかったということが原因であろうというように思っております。

ただ、平成29年度から始まります新しい総合事業につきましては、それらの要支援1、2という方々でございすけれども、その方々に対しての介護予防事業への参加の間口というものをそれぞれ広げたというところから、今後その分については期待をしているというところでございます。

以上です。

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） 1点だけ、再委託の相手先をお願いします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 再委託につきましてでございますが、一関市にありましては、介護予防教室、通所型介護予防事業、配食サービスを社会福祉法人などに再委託をしてございます。

それから、平泉町にあっても、通所型介護予防事業、配食サービスを社会福祉法人に再委託をしているというところでございます。

議長（武田ユキ子君） 13番、岩渕善朗君。

13 番（岩渕善朗君） その再委託先からの報告を構成市町が受け取って、それからそれをこの組合が検証すると、そういう形になるのでしょうか。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 基本的には、委託先である構成市町において検証すると、その結果について組合のほうには報告をいただくということになっております。

ただ、組合、それから構成市町とも連携をして、その分の検証をしているという実態でございます。

議長（武田ユキ子君） 岩渕善朗君の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

本案に反対者の発言を許します。

5 番、菊地善孝君。

5 番（菊地善孝君） 日本共産党一関市議団の菊地善孝です。

認定第1号、平成28年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について、反対する立場から討論に参加をいたします。

私は、一般会計で処理されているほとんどの分野、適正かつ効率的に執行されていると認識するものであります。可燃、不燃、火葬、し尿処理事業を初め、まじめに取り組み、市民、町民の負託に応えていると認識するものであります。

反対せざるを得ない理由は、焼却施設、最終処分場に関することに尽きます。

3款1項1目で執行された一般廃棄物処理施設建設候補地調査事業1,220万6,160円は、覚書との関係で執行されてはならないものであります。覚書は、新たな施設建設をしない条件で、当時の施設更新、操業を認めていただいたものであり、地元組織である狐禅寺地区生活環境対策協議会側からの、これを変更し建設容認する意見表示がない限り、組合当局の考え方、都合で建設に向けた行動をとってはならないことは行政のいろはであり、1丁目1番地ともいえるべきものであります。

適地かどうかを調査するもので建設するものとは異なるとの住民監査請求に対する姿勢は詭弁、理解できるものではありません。この物言いは詭弁であります。

私ども日本共産党一関市議団は、この補正予算審議に当たって、当局はもとより他会派に対して、議会まで当局と一緒にこれを強行することは、ますます地元の方々との合意を困難にすることとなり、決議にも補正予算も反対であると主張いたしました。

その後、8カ月経過した今日、この指摘が的を射たものであったことが誰の目にも明らかになっています。焼却場も最終処分場も動かない、動かせなくなっているではありませんか。

特にも私は、勝部管理者に対して、最終処分場が間に合わなくなりつつあることを再三警告し、猛省を促してきました。しかし、その姿勢に変化はなく、一般論、抽象論に終始しています。驚くことに、これまで数年前から再三提案、指摘してきたにもかかわらず、この困難な事態、深刻な事態を改善するため、組合事務局員を増員し、専門事務局体制をするということさえ、候補地が決まってから云々という非常識な判断をし続けていることであります。プラント現場、更新事

務の困難さを知らないにもほどがあります。

私は、近々、課題である最終処分場更新がこのままでは間に合わない事態に直面していることを訴え、覚書、住民合意を省いた調査費執行が事態を悪化させたとの責任を指摘し、反対討論いたします。

議長（武田ユキ子君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、佐々木清志君。

11 番（佐々木清志君） 一関市議会、希望会派の佐々木清志であります。

平成28年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算並びに介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論に参加いたします。

まず、一般会計については、本定例会の決算説明において、平成28年度に広域行政組合が取り組んだ重要な施策として、一般廃棄物の安全かつ安定的で円滑な処理、放射能に汚染された農林業系廃棄物の安全な焼却処理及びエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び最終処分場の建設に向けた取り組みなどが挙げられますが、その取り組み状況など、これらの施策を実施したとの説明を受けてきたところであります。

現在、大東清掃センターにおいては、放射性物質に汚染された牧草の焼却が行われており、平成28年度の後半からはペレット化した牧草の焼却が始まるなど、引き続き安全な焼却処理が求められるところであります。

また、一般廃棄物処理施設については、現有施設が老朽化していること、最終処分場については、埋立て残余量がひっ迫していることは、これまでの説明などから明らかであり、新施設の建設を早急に進めていかなければならないとの思いは、衆目の一致するところであり、早急に進めることについて思いは共感できるものでございます。

このようなことから、平成28年度に一般廃棄物処理行政を長期的かつ総合的視点に立って適正に推進するため、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、最終処分場施設、リサイクル施設の整備に係る基本方針を示すため、廃棄物処理基本構想が策定されたところであります。

また、当局の説明によりますと、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の用地として要望のあった土地について、調査を実施した結果、要望のあった土地に施設を建設できないような重大な問題はないということが確認できたことから、この調査結果を踏まえ、現在は狐禅寺地区生活環境対策協議会の幹事に対し、協定に基づく協議を行っているとのことであり、住民の皆様の御理解をいただくためにも、より一層丁寧な説明と取り組みに期待するものであります。

また、リサイクルに対する住民意識の高揚を図り、一般廃棄物のさらなる減量化と限られた資源の有効活用に向けて、分別方法の徹底を進めるとともに、小規模家電回収事業にも取り組んでいるとの説明も受けてきたところであり、引き続き、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化のいわゆる3Rの取り組みに期待するものであります。

次に、介護保険特別会計についてであります。高齢化と人口減少が進む中で、高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みづくりのため、第6期介護保険事業計画では、介護が必要となっても尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができることを基本理念として取り組まれているところであります。

当局は、今後、介護の必要が高くなる75歳以上の高齢者の割合が増加していくことを見込み、安定的な事業運営に努めることとともに、その上で第6期介護保険事業計画の着実な推進を図るため、住民が安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービス事業所の適正な事務処理に

向けた研修の充実や事務事業の徹底に努めるとしております。

平成28年度は、特別養護老人ホームなどの入所待機者の解消を図るための施設整備や、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、在宅サービスの充実や介護サービス事業者の人材の確保、介護職員の定着支援など、一関市、平泉町と連携し取り組んだとの説明を受けたところであります。

また、地域包括支援センターの体制強化、認知症地域支援推進員及び、お医者さんも入っている中で、認知症初期集中支援チームを設置したところであり、平成29年度から始まる新しい総合事業を見据え、生活支援コーディネーターの配置も行ったとのことでもあります。これらの施策は、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、大いに期待できるものであります。

以上のことから、平成28年度一関地区広域行政組合決算については、住民の暮らしに欠くことのできない重要な施策に関する予算を適正に執行したと認められるものであり、組合当局の施策の推進に向けた取り組みには、期待と共感を持ち賛同すべきものであります。

議員各位におかれましては、ただいま申し上げたことを踏まえ、一関地区広域行政組合の決算の成立に賛同いただきますようお願いを申し上げます、賛成討論といたします。

議長（武田ユキ子君） 以上で、通告による討論を終わります。

以上で、討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認定第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立多数。

よって、認定第1号は、認定されました。

次に、認定第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（武田ユキ子君） 起立満場。

よって、認定第2号は、認定されました。

議長（武田ユキ子君） 日程第7、議案第4号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）及び日程第8、議案第5号、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

佐藤副管理者。

副管理者（佐藤善仁君） 議案第4号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、火葬場管理費の増額及び平成28年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、1億2,076万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億5,379万8,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費1億2,040万1,000円、衛生費36万円を増額

いたしました。また、歳入につきましては、財産収入26万8,000円、繰入金311万7,000円、繰越金1億1,737万6,000円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3ページをお開き願います。

議案第5号、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、平成28年度保険給付費等の精算に伴う国県支出金等の返還金及び平成28年度決算剰余金の計上など、サービス勘定においては、平成28年度決算剰余金の計上について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は、4億906万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を152億427万9,000円といたしました。また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は、311万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,950万円といたしました。

まず、事業勘定について申し上げます。

5ページをお開き願います。

事業勘定の歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、基金積立金2億8,196万円、諸支出金1億2,710万4,000円を増額いたしました。

また、4ページとなりますが、歳入につきましては、財産収入70万3,000円、繰越金4億2,588万6,000円、諸収入61万4,000円を増額し、支払基金交付金1,613万9,000円、繰入金200万円を減額いたしました。

次に、6ページをお開き願います。

サービス勘定の歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、諸支出金311万7,000円を増額いたしました。また、歳入につきましては、繰越金311万7,000円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（武田ユキ子君） 尾形事務局長。

事務局長（尾形秀治君） 議案第4号、平成29年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の9ページをお開き願います。

2款1項1目総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、平成28年度決算で生じた純剰余金と、これに加えて、財政調整基金から生じる利子及び介護保険特別会計サービス勘定の平成28年度決算で生じた歳計剰余金の繰入金を積み立てるものであります。

これにより、財政調整基金の平成29年度末残高は、前年度末に比べて1,488万円増の2億2,918万円ほどとなる見込みであります。

3款2項1目火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑に和室用いすを20脚ずつ設置するものであります。

次に、歳入につきましては、8ページとなりますが、4款1項財産収入から7款1項繰越金につきましては、説明しました歳出に係るものであります。

次に、議案第5号、平成29年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出について説明いたします。

予算書の14ページをお開き願います。

2款1項1目介護サービス費及び3款1項1目介護予防・生活支援サービス等事業費の財源振替につきましては、平成28年度保険給付費の精算により生じた社会保険診療報酬支払基金への返還金相当額を平成29年度事業費に充当するものであります。

4款1項1目基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、平成28年度保険給付費等の精算により生じた保険料と、これに加えて、介護給付費準備基金積立金から生じる利子を積み立てするものであります。

これにより、介護給付費準備基金の平成29年度末残高は、前年度末に比べて6,711万円の減の5億2,389万円ほどとなる見込みであります。

15ページとなりますが、6款1項1目諸支出金の過年度保険料還付金につきましては、納付済みの保険料について、納付義務者の死亡により相続人から還付口座の回答が年度内に届かなかったことなどにより、還付できなかった保険料分を計上するものであります。

次の介護給付費負担金等精算返還金、地域支援事業交付金等精算返還金及び保険料軽減強化分担金精算返還金につきましては、平成28年度保険給付費等の精算により生じた国県支出金及び構成市町分担金を返還するものであります。

次の事務費分担金精算返還金につきましては、平成28年度事務費の精算により生じた構成市町分担金を返還するものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

戻りまして、12ページをお開き願います。

5款1項支払基金交付金及び7款1項財産運用収入につきましては、説明いたしました歳出に係るものであります。

8款1項介護給付費準備基金繰入金につきましては、平成28年度保険給付費等の精算により生じた保険料を決算剰余金として計上することから、当初予算の歳出に計上しておりました過年度保険料還付金の財源分を減額するものであります。

13ページとなりますが、9款1項繰越金につきましては、平成28年度決算による純剰余金であります。

10款2項雑入につきましては、平成28年度分の歳出に係る返納金であります。

次に、サービス勘定の歳出について御説明いたします。

18ページをお開き願います。

2款1項1目一般会計繰出金につきましては、平成28年度決算による純剰余金分を一般会計に繰り出すものであります。

歳入についてであります。3款1項繰越金につきましては、平成28年度決算による純剰余金を計算するものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（武田ユキ子君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（武田ユキ子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(武田ユキ子君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

まず、議案第4号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(武田ユキ子君) 起立満場。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(武田ユキ子君) 起立満場。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(武田ユキ子君) 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長(武田ユキ子君) 管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者(勝部修君) 第34回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御あいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平成28年度決算並びに平成29年度補正予算案の議案につきまして、慎重なる審議を賜りましたことに対しまして、御礼を申し上げたいと思います。

私は、決算は組合運営に対する評価が問われるもので、大変重要なものであると認識しているところでございます。

平成28年度におきましては、組合が所掌しております一般廃棄物処理並びに介護保険等の共同処理事務について、構成市町と連携しながら、一般廃棄物処理では、通常業務に加えまして、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因して発生した放射性物質に汚染された牧草の焼却処理を継続して行うとともに、介護保険では、高齢化に伴い増加している要介護者の適切で円滑な認定及び保険給付等により介護サービスの推進に努めてきたところでございます。

本日、ここにその取り組みの成果である決算につきまして、議会の認定をいただきましたことに対しましても、重ねて心から御礼を申し上げたいと思います。

また、本定例会で議員各位からちょうだいいたしました一般廃棄物処理並びに介護保険制度に対する御意見、御提言につきましては、しっかりとこれを受けとめ、今後の組合運営に生かしてまいりたいと思います。

議員各位には、今後とも一層の御指導を賜りますようお願い申し上げまして、第34回定例会閉会に当たり、御あいさつとさせていただきますたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長(武田ユキ子君) 第34回定例会の閉会に当たり、一言御あいさつ申し上げます。

今定例会は、平成28年度一般会計及び介護保険特別会計決算など、当局提案4件の議案について、終始活発な審議をいただき、全て議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者を初め職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

また、議員各位におかれましては、一般質問、議案審議を通じて直面する課題について当局の考えをただし、議論を深めていただき、当局からは明確な答弁、方針をお聞きすることができ、広域行政組合の目的がしっかり果たされていることを確信した次第であります。

広域行政組合の業務は、住民生活に密着しているからこそ、市民、町民皆様の御理解、御協力が不可欠であり、そのためには、当局とともに我々議員も説明責任を果たしていくことが必要とされ、そのための不断の努力が極めて肝要であることを改めて痛感した次第であります。

結びに、今議会の運営に御尽力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に感謝を申し上げ、あいさついたします。

大変ありがとうございました。

議長（武田ユキ子君） 以上をもって、第34回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後5時00分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 武 田 ユキ子

一関地区広域行政組合議会議員 岩 渕 優

一関地区広域行政組合議会議員 岩 渕 善 朗